

第百四十五回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第十八号

平成十一年六月八日(火曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 坂井 隆憲君

理事 谷 洋一君 理事 平林 鴻三君

理事 宮路 和明君 理事 山本 公二君

理事 古賀 一成君 理事 土肥 隆一君

理事 榊屋 敬信君 理事 鰐淵 俊之君

理事 奥谷 通君 理事 小島 敏男君

理事 滝 実君 理事 西川 公也君

理事 平沢 勝榮君 理事 藤井 孝男君

理事 藤本 孝雄君 理事 宮腰 光寛君

理事 持永 和見君 理事 保岡 興治君

理事 吉川 貴盛君 理事 桑原 豊君

理事 葉山 峻君 理事 細川 律夫君

理事 松崎 公昭君 理事 白保 台一君

理事 富田 茂之君 理事 西村 章三君

理事 穀田 恵二君 理事 春名 真章君

理事 知久馬 三子君

出席國務大臣

自治 大臣 野田 毅君

出席政府委員

警察庁交通局長 玉造 敏夫君

社会保険庁次長 宮島 彰君

自治大臣官房長 嶋津 昭君

自治省行政局長 鈴木 正明君

兼内閣審議官

委員外の出席者

衆議院法制局第一部長 横田 猛雄君

総務庁恩給局長 香川 弘明君

務課長 齋藤 哲哉君

国税庁課税部課長 齋藤 哲哉君

税金課長 三沢 真君

建設大臣官房審議官

地方行政委員会 専門員 藤沼 朗壽君

委員の異動

六月四日

辞任

西村 章三君

補欠選任

小池百合子君

同日

辞任

小池百合子君

補欠選任

西村 章三君

同月八日

辞任

中野 正志君

補欠選任

吉川 貴盛君

同日

辞任

水野 賢一君

補欠選任

宮島 大典君

同日

辞任

奥谷 通君

補欠選任

水野 賢一君

同日

辞任

宮島 大典君

同日

辞任

中野 正志君

六月一日

高金利政府債の繰り上げ償還、低金利借りかえに關する陳情書(名古屋市中区三の九二の三の二田中泰雄)(第二二三号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百四十二回国会閣法第七九号)

○坂井委員長 これより会議を開きます。

第百四十二回国会、内閣提出、住民基本台帳法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、本案に対し、宮路和明君外二名から、自由民主党、公明党・改革クラブ及び自由党の三派共同提案による修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を聴取いたします。宮路和明君。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

○宮路委員 私は、自由民主党、公明党・改革クラブ及び自由党を代表いたしまして、ただいま議題となりました住民基本台帳法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

政府原案におきましては、住民基本台帳ネットワークシステムの情報保護に關し、市町村長、都道府県知事、指定情報処理機関及び国の機関等は、本人確認情報の安全確保措置を講ずることとし、定められた目的以外での本人確認情報の利用または提供を禁止するほか、関係職員等に秘密保持義務を課すこととしております。

また、何人も自己の本人確認情報の開示を請求することができ、苦情処理についても、本人確認情報保護委員会及び都道府県審議会が設置されるほか、民間において住民票コードが利用されることを制限するため、住民票コードの告知要求及び住民票コードの記録されたデータベースの構成をいづれも禁止するなど、民間部門を含めた個人情報保護に關する対応が講じられているところであります。

しかしながら、法案の審議の中で、政府側からは、現時点で可能な限りの個人情報保護措置を講ずるなどの説明が繰り返されましたが、なおプライバシー保護に対する漠然とした不安、懸念が残っていることも事実であります。

また、急激な情報化社会、ネットワーク社会の進展の中で、民間部門を含めた個人情報保護に關する法整備を早期に進めていく必要性が高まっているとの御議論が委員会においてあったところであります。諸外国においても、何らかの民間部門を対象とする個人情報保護に關する法整備がなされているところであります。

今後、地方公共団体が主体となって、全国民を対象にしたこのネットワークシステムを円滑に導入していくためには、このようなプライバシー保護に對する不安や懸念を払拭し、国民の十分な理解を得ることが必要であります。

このため、本修正案では、法施行に当たっては、個人情報保護の保護に万全を期するための施策の充実を図ることが不可欠であるとの認識から、政府原案の附則に新たに一項を追加することとしたのであります。すなわち、「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。」というものであります。

以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○坂井委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○坂井委員長 これより原案及び修正案を一括して質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。古賀一成君。

○古賀(一)委員 民主党の古賀一成でございます。たびたび住民基本台帳法の質疑に立たせていただいておりますが、きょうは修正案が提案された

ということ、これを含めて質問申し上げますが、かねてより申し上げておりましたとおり、この法案については、私なりに分析しますと、八つのカテゴリーの、大変奥深いそして幅の広い問題があるというのを指摘してまいりました。まだ私自身は論議は尽くされていない、こう思うわけであります。修正案というところで出ましたが、それは後ほど質問するとして、これまで申し上げておりました積み残しの論議で、たくさんあるわけですが、とりわけ重要な点に限りまして質問をさせていただきますと思います。

きょうは、答弁者席に思いもしなかった方がお座りでございます。しかもきょうは、なぜかしら大変質問者と答弁者の席が遠うございまして、寂しいという気持ちがお座りしますが、これは委員長の御配慮なのか何なのか、できればあの懐かしき下の委員会室でやった方がよかったな、こう思いながら、遠くから、宮路理事、榊屋理事、鵜淵理事に後ほど質問を申し上げたいと思います。まず、原案に対する積み残しの論議でございます。

きょうはどういう展開になるか私もよくわかりませんので、自治省以外の関係省庁お見えでございます、来ていただいておりますので、まずそちらの方に質問させていただきますと思います。御承知のとおり、本住基法の改正案では、十六省庁九十二の事務につきまして、オンラインなのかあるいはフロッピーなのかディスクなのかかわかりませんが、しかるべき情報が恐らく大量に流れしていく、こういうシステムになっておるわけでありまして、これにつきましては、私もコンピュータを随分勉強させてもらった中で、これは何回も申し上げたけれども、一般回線となれば漏れる、これがいわばコンピュータの世界の常識と思つてかからなければならぬという話を聞きました。

しかも、これはちょっとしたデータベースではございせん、一億二千五百万人の本人確認情報、すなわち番号つきの個人情報大量に管理され、そして提供されるということでございます。かつまた、一億二千五百万人の文書を持ち歩くというのは大変なことでありまして、持ち出すことは大変なことでありまして、コンピュータの世界というのはいわゆるシステムホールというものがございまして、いろいろな小さい穴がある、その小さい穴から、それにたどり着いたら相当大量なデータがとられるという、本当にアナログの世界ではあり得ない現象があるのがこのサイバーの世界だろうとも思うのです。そういう意味で、大変私はその点を心配する論議をしてきたわけでありまして。

そこで、きょうは国税庁、厚生省の社会保障庁、総理府恩給局にお見えをいただいておりますけれども、それぞれにお聞きをいたしたいと思つてます。

まず、総理府の恩給局にお聞きをしたいんですが、恩給業務につきましては、もう皆さんも御承知のとおり、この法案別表で、十六省庁のうちの一つ、九十二事務の一つとして明確にこの本人確認情報を使う、こういう位置づけになっておられます。恐らくオンラインで恩給局と財団法人が結ばれるということになると思うのですが、お聞きしたいのは、この財団法人の受け皿となるコンピュータが恐らくございます、それと、当然恩給業務の遂行上そのコンピュータは他のいろいろなコンピュータと接続をされるのではないかと、かように思ひます。

そうした場合、現在の恩給業務の中で、あるいは今度の法改正を頭に置いて、この個人情報報が他に漏れないような設定あるいは管理システム等々、どういふふうに講じてあるのか。そしてまた、これまで恩給業務に関連して他からの侵入、つまりハッカーですね、こういう事件がなかったのか。そして、この本人確認情報を使うことによって今抱えている恩給行政の問題のどこが解決するのか、どれだけのメリットを感じておられるのか。こういった点につきまして、ひとつ恩給局の方からの御説明をお願い申し上げます。

○香川説明員 答え申し上げます。まず、現在の状況でございますけれども、恩給受給者データベースでございますが、これは、恩給受給者個人に関する規定、支給等の固有の情報を大型コンピュータによって管理しております。そしてまた、この大型コンピュータは一般回線とはつながっておりませんので、これからハッカー等によって漏れるということはないというふうな考えております。

また、当然のことながら、先生御指摘のとおりいろいろプライバシーの保護といった問題がございますので、今後住民基本台帳ネットワークシステムを利用するに当たりましては、セキュリティそれからプライバシーの保護につきまして万全を期してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、これまで漏れいたしたことはないかという御質問でございますけれども、恩給受給者データベースでございますが、これは昭和六十年に完成したものでございますけれども、いまだかつて情報外部に漏れいたしたといったことはございません。これは先ほど申しましたとおり、一般回線とつながっていないということもあらうかと思ひます。

三点目でございますけれども、どういった点でこれを導入するのかという御質問でございますが、恩給局におきましては、今後具体的にどのような事務に利用するかにつきましては、関係省庁と協議してまいりたいと考えているところでございます。受給者の誕生月に受給権調査というものをしております。これは先生御案内のとおりかと思ひます。これは、毎年、誕生月に受給者一人一人に質問状を出しまして本人の生存の確認をするものでございます。本人がそれぞれ役場に出向いていかれます。そして市町村長の証明を得た上でこちらにその報告をするというやり方でございます。

もう一点付言させていただきますと、受給者あるいはその遺族の中には、失権した場合、死亡でございまして、死亡された場合に遺族が恩給局への届け出を怠るということが間々ございます。その際には、こちらは死亡がわかりませんので、翌年のその受給権調査が終わるまでは生存しているものとということで、恩給を支給し続けるということもございまして、これは過払いということでもありません返納していただくわけでございますけれども、ただ、それにはそれだけの手続もかかりますし、また、場合によってはなかなかうまくいかないという場合もあり得るわけでございますが、このシステムを利用することによりまして、それを未然に防ぐということも可能かというふうに考えております。

○古賀(一)委員 私は、この恩給業務の事務が別表に載っているときに、今の過払い、これは確かにこの住基のシステムに乗せれば国民に対していいメリットだとは思つておりました。

ただ、後ほど申し上げますけれども、これは三省庁関係しますが、今後このシステムを使った場合の新たな問題で、いわゆる一覽表示。コンピュータがやりますと、名簿なんかは一覧リストで表示するか、あるいは一件一件のデータと必ずなりますか。問題は、一件一件のデータというのを保持していくのは容易じゃないですけれども、恩給業務の中で、いわゆる住民票コードを列記した一覽表示というものが恐らくいろいろな事務の関係で、今後庁内ではいろいろな形でつくられるんじゃないか、あるいはコンピュータ上も、あるいはプリンティングされた後も、これを私は大変心配するわけでございます。

何度も指摘したことでありまして、今後これはしっかりと恩給局も関係省庁も、一覽表示とい

うものをやったときに、外部からこういうペーパーをくれという話が一番怖いわけでありまして、それは本当に留意しなければならぬなと思います。これは時間の関係で多くを追及しませんが。

では二番目に、厚生省の社会保険庁さんにお聞きします。

基礎年金番号、法律に基づかずこのシステムを構築した、住基法は違いますが、こういうことがよく言われるわけですが、法律をつくらずに基礎年金番号というのがあるスタートしております。一説によりますと、入力をする、あるいは死亡、転入転出をフォローするのが大変だ、今でも追いついていない、こういう話もございまして、今後どうするんだらう。その中にこの住基法のシステムが出てきました。

別表に入っておりませんが、これまでの国会審議の中で自治大臣からも、ほかの事務に今後拡大していくというこの示唆もあったように私は思うし、とりわけ政務次官の冒頭の答弁では、それ行けどんどんと言いますが、納税者番号等々、この住基法のデータベースを使って拡大していくという方向が示されたのではないかと私は判断しております。

社会保険庁、現在における事務の大変さ、そして新たにこういうシステムができる、それを踏まえて、今後住基法システムに乗っていく御予定があるのかどうかと、現在の社会保険庁の基礎年金番号の管理について、どれだけ今入力され、年間のぐらいいあって、どういふ大変さなのか、そこら辺のところを御報告いただきたいと思ひます。

○宮島政府委員 お答えいたします。

基礎年金番号は、御案内のように、従来、公的年金制度の加入記録が各制度ごとの年金番号によって別々に管理されてきたというものを、年金事業の運営の適正化、効率化を図るために、すべての公的年金制度によって共通して使用する基礎年金番号という形で平成九年一月から導入したものでございます。約一年かけて付番を順次してま

いりまして、十年三月末現在で九千二百六十五万人の付番を終了しているところでございます。

この付番の作業におきましては、当然、一人一番という形を確立していくために、二重の付番がないかどうかいろいろチェックしながら作業を進めるといふ意味で、先生の御指摘にあったいろいろな大変さもあったわけでございまして、現在一定の軌道に乗った作業が進んでおるところでございます。

これによりまして、従来いろいろな制度ごとに届け出なりがあったものが、一つの届け出で各制度共通して使えるということか、あるいは、届け出忘れといったものがありまして、基礎年金番号でそれを追いかけることが可能になりましたので、そういった未届け出者に対して届け出の監視を行うということも可能になってきたわけでございます。

今御指摘の住基のネットワークとの関係でございしますけれども、今申し上げましたように、社会保険庁におきましては、約九千万人の付番を終えて、ようやく今軌道に乗せて業務を進めているところでございしますけれども、一方、住基のネットワークの方も、約一億二千万の方々に住基コードを振るといふことで、ある意味では両者は非常に膨大な情報量を持つておるところでございます。

したがって、こういった膨大な情報量をどのようにに連動させ、かつ、私どもとしましては、年金業務の効率性なり有効性をいかに発揮していくかというあたりを踏まえ、特にまた費用対効果という点もございしますので、そういった点も十分検討しながら対応していきたいというふうに思っております。

それから、年金の番号のいわゆる管理の関係でございしますけれども、基本的には、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法によって保有目的以外の利用、提供を規制しているということ

でございます。それから、当然のことながら、年金関係業務に従事する職員については、公務員法の守秘義務がかかるということでございます。

それから、社会保険庁独自のものといたしましては、データ保護の管理規程を設けて、いわゆる電算室への入室の厳格な管理とかデータの保護管理といったものを行っておりますし、いわゆる行政機関以外では、特に厚生年金、健康保険の場合は事業主とのやりとりもございしますので、そういった事業主等につきましては、厚生年金保険法の施行規則に、基礎年金番号が記載された年金手帳などの適正な取り扱いというものの規定を入れております。

それから、年金関係個人情報の保護に関するガイドラインというものを策定いたしましたので、各都道府県を通じて市町村等関係方面に周知してプライバシー保護等の徹底を図っておるところでございます。

○古賀(一)委員 今の話でも、興味深いというか、もっと詰めて聞きたいという論点は幾つかありましたが、ちよっと時間の関係で、社会保険庁にとりあえず今回は聞いたということで了承したいと思ひます。

それでは、国税庁でございします。

今までの税調の記録あるいはいろいろな各界の論文等を見ましても、住民基本台帳のネットワークは、あるいはデータベースは、将来納税者番号に発展していく可能性を持つていっているという指摘があり、また税調の資料からも読み取れると私は思ひます。

現在、大蔵省としては、国税庁、納税者のデータを膨大な量で入れている。一説によると、政治家の関係は、週刊誌であらうが新聞であらうがいろいろ入力してあるという話も何か巷間聞いたことがありまして、どんなデータベースなんだというところを私は非常に関心があるわけであります。現在、納税者番号という論議がちょっとさやみになった感じがしますけれども、この住基法、このデータベースを将来納税者番号に発展させるん

じやないかと私は思っておりますが、現在までの国税庁の納税者のデータの入力状況、概略で結構ですから、どういふふうになっておるのかちよっとお示しをいただければと思ひます。

○齋藤説明員 国税庁が持つております納税者情報のデータベースについて御説明を申し上げます。

国税庁におきましては、提出されました申告書などに基きまして、個人と法人に分けた情報データベースを持つておるわけでございます。個人につきましては、納税額のある方は、人数的には、平成九年分で八百二十七万人、平成十年分では、平成九年分と六百二十二万人、こうした方を中心として、課税に必要な情報、住所、氏名、生年月日、申告所得税に係る各種所得の所得金額、申告納税額、消費税に係る課税標準額、消費税額などを電算システムに入力いたしまして管理をしております。

また、法人につきましては、申告義務を有する法人、平成九事務年度で約二百九十万社を中心といたしまして、課税に必要な情報、所在地、法人名、設立年月日、資本金額、法人税に係る所得金額、法人税額、消費税に係る課税標準額、消費税額などを同じように電算システムに入力いたしまして管理をしております。

○古賀(一)委員 個人で、これは一けた少ない八百二十七万人ということもございまして、要するに、サラリーマンは源泉徴収でもうつかまえたも同然と、入れる必要もないという中で、こういう数字になっておるんじゃないかと思ひます。国税庁、これも議論したいろいろおもしろいことはあるんですが、恐らく、税調だ、あるいは国税局のマスターだということ、幾ら詰めても住基法の関連というのは明らかにされないと思ひますので、もう時間の関係で、これはこれでもう結構でございます。

それでは、質問に入りたいと思ひます。まず、局長にお伺いをいたしたいわけでありますが、積み残った論点で大きいところだけを以下質問した

と思います。大変強い疑念を持つところだけに絞って申し上げますので、はっきりとした御答弁をお願い申し上げます。

まず第一点は、細かい話ではありますが、指定情報処理機関がさらに本人確認情報の電子計算処理を外部に委託するという事になっておられるのが今でも気になるわけでありまして、せんだっての宇治市の二十一万七千六百人のデータ、これは幸いにも住民基本台帳法データではありませんでしたけれども、要するに住民基本台帳法と同じ数のデータというのが漏れた。これも委託関連でござい

ました。恐らくそれは、乳幼児の健診データというものです。乳幼児の健診データというものです。NTTのものも、一件当たり相当の単価で漏れた。

今度の情報というのは、いわゆるデータマッチングができる、全国民に付された十けたの番号が入ったデータでありまして、私は大変魅力的な、いわば人の秘密を寄せ集めるかぎのような番号が付されるのがこのシステムになるわけでありまして。そうしますと、この扱いというのは大変重要視しなきゃならぬと僕は思います。(発言する者あり) ちょっととちょっと、まだ質問しているんだから。

私は、そういう面で、指定情報処理機関というものも問題だと思ふんです。一億二千五百万人のそういった魅力的なデータ、プライバシーの根幹にかかわる基礎情報を何と財団法人が全部集計するところ、最後に私は疑問が残っているんです。

ところが、その財団が処理をせずに再委託をするといふ事ですね。これは、要するに指定情報処理機関はとらええず財団法人でつくりましますよ、しかし能力がないから、やはりどこかに丸投げする道を設けておかねばいけないうというふうな、私は国民情報なりデータというものを非常に軽く見た、その本音といふ事、それがこの指定情報処理機関が委託をするという、三十条の十七第二項でありますけれども、こういう規定に

なっただけではないかということに危惧いたします。

委託こそ私は危険だと思ふんです。指定情報処理機関に能力がないからなのか、どういう理由でこういう重要な情報を財団がさらに委託するということ構成にされたのか質問をいたします。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

指定情報処理機関は、高度な秘密事項でございまして住民票コードを含む本人確認情報に係る事務を処理することとなりますので、その組織、職員の体制が事務を行うに当たって十分信頼し得るものを指定するということとしております。法律上も、第三者機関としての本人確認情報保護委員会の設置、または本人確認情報管理規程の策定、役職員のみなし公務員規定、それから秘密保持義務、本人確認情報の安全確保措置の実施義務というものを規定いたしております。個人情報保護の観点からの問題は、指定情報処理機関についてはないものと考えております。

お尋ねの点でございますが、改正法案におきましては、専門的技術の活用あるいは事務処理の効率性の確保の観点から、指定情報処理機関が、本人確認情報の電算機処理、情報の入力のための準備作業、磁気ディスクの保管などの委託をすることを認めているところでございます。

○古賀(一)委員 私は委託について申し上げましたけれども、根源的には、やはり冒頭申し上げました、いわゆる財団法人にこれを任せるといふことと自身は本当におかしいと思ふのです。一億二千五百万人の情報を財団法人が管理をする、それを流す情報の提出先というものは、先ほど言いました、きょうお見えになっている恩給局であるとか、いわゆる大臣を抱える各省庁である。一方は財団法人でありますから大臣の認可を受ける、指導を受けるということ、当然法律上は省庁が上、財団は下なんです。そこがそういう管理を任される。

行車、それはわかります。でも国民情報の重要性、このデジタル世界の怖さというものから見る

ならば、もう自治省関係であろうが政府全体であるが、省庁とは言いませんが、いろいろな関係機関を一つや二つ統廃合して、それでもなおかつ国民の情報は大切だから、国家行政機関の組織を一部やりくつても、これは責任ある国の機関で対応するというのが私は正論だと思ふのです。財団法人に一億二千万人の国民情報、しかもそれが委託先にも任せられる。それはもう条文上の管理規程あるいはこういう保護措置、それで済む問題じゃない。

そもそも国民の情報はどれだけ重いか、極端に言うとも、国家にとって国民とは何なんだ、財団法人に全部情報を託していいぐらいの存在か、実は大げさに言えばそういう感じすら私は持っております。この点につきましては、私は非常に、技術論ではなくて、そもそも国民と国家とは何ぞや、国民の情報というのはどれだけ重いかというその哲学に対して、何かそんな大げさに考えなくてもいい、単なる情報じゃないですかと言わんばかりの条文に読めるわけでありまして。

ついでに、もうこれは質問をしますが、この委託先については、みだりに情報を流しちゃならぬという、たしか「みだりに」という言葉がございまして、罰則がかかる条件もかなり弱くなっております。法文上はそうなっております。これも何か非常にしり抜けだという感じがいたします。

ちょっと重大な問題が後に控えておりますので急ぎますが、次に指摘したい二点目でございますが、これもせんだって一端を質問させていただきました。

市町村によって入力された情報、しかもこれは、もうある答弁がありましたように、地方自治体の固有事務に関する住民の基礎情報を市町村が固有事務としてずっと入れてきたものであります。これを今回、全国センターなる財団をつくらせて、途中にトンネル機関とも思えますけれども都道府県を配置して、今度は使うのは十六省庁九十二事務ということでございます。何か固有事務で

管々と地方自治体が、市町村がくり上げてきたデータベースに、いわゆるピラミッド、全国センター、都道府県の専用線というものでつくられる情報集権型ピラミッドをつくってやるわけなんです。これは負担の問題、コストの問題、費用の問題というのが私は大いに問題だろうと思ふのです。

これは、当然ながら自治体が自分で入れてきたものを国が使う、財団を通じて各省庁が本人確認のために使わせてもらうという構成だろうと思うのです。これは一つ一つ条文を読みますと、たくさんの規定がありますけれども、総体として、わかりやすく私は説明をいたしたい。

市町村はこの負担を、どこから財源をいただき、そして本人確認事務の情報をもらう中央省庁からはどうもらい、都道府県にはどう渡っていくのか。今までの質問からいって、地方交付税等で市町村は措置しているはずだ、それで条文を見ますと、全国センターは要するに都道府県から逆に金を取る、それでその手数料の額というものは、何と受託を受けた、下請をしていることに論理上なっている指定情報処理機関が手数料は決まると書いてあるのです。

そうしてみると、この前、梶原岐阜県知事参考人が、いわば市町村、地方自治体の下請を自治省にしてみたら、本人確認情報については国道みたいなものだから、その分だけは全国統一なきゃならぬ、その分を国に、つまり自治省に下請してもらいたい、我々が施主であり自治省は請負人だ、こういうことを言われたのです。それは確かに概念的にはなるほど私は思いました。

しかし、金の流れを見る限り、市町村はただで入力させられ、そしてそれを介する都道府県は、本当は都道府県、あなたが中央省庁の本人確認の事務にこたえていないといけないのよ、しかししないでしょう、委託都道府県知事はその場合全国センターに金を払いなさい、こうなっているのです。ここのお金の流れの中に、いわば情報の中央集権構造だけではなくて、いわゆる金の面でも、

してある業種の講習会を委託している、あるいはその出版を依頼している財団があります。そういう身内の財団とかそういうところに手軽に、いい情報が入った、これはおもしろい、便利だ、安いというところで、これは提供というのは、十六省庁が自分の関連の財団法人であるとか特殊法人であるとか関連団体に流すというふうにししか読めないんです。

もしそうであるならば、これはもう大変この情報というものを、国民情報を軽く見ているというあかしだと私は思うんですが、提供するとあえて書いた意味、そして、具体的に提供するというのは役所はどこに提供しようとしているか、一つの例を挙げながらでも結構ですが、御説明をいたしたいと思えます。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

お話の点は三十条の三十四で、「受領者の本人確認情報の利用及び提供の制限」ということでございまして、受領者はこの本人確認情報を得た国の機関等でございますが、「受領者は、その者が処理する事務であつてこの法律の定めるところにより「提供を求めることができる」とこととされているものの遂行に必要な範囲内で、受領した本人確認情報を利用し、又は提供するものとし、当該事務の処理以外の目的のために受領した本人確認情報の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない。」こういうことでございまして、個人情報保護対策の基本原則の一つといたしまして、本人確認情報の受領者につきましても、本人確認情報を目的以外に利用し提供することを禁止する規定を設けているわけでございます。

具体的な利用の例としては、給付行政にかかわるものとして恩給等の支給や共済年金の支給、また、資格付与にかかわるものとして不動産鑑定士の登録や建設業の許可などが予想されているところでございます。

今回の改正法案においては、利用事務というところを念頭に置いて別表において規定しているところでございますので、御指摘の提供については想定

をいたしております。

なお、この三十条の三十四の規定は、ほかの規定と同様でございますが、国の行政機関についての個人情報保護法、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律の処理情報の利用及び提供の制限に係る規定を参考として設けているものでございまして、「利用し、又は提供して」という規定にいたしているところでございます。

○古賀(一)委員 そうしますと、例えば恩給局が恩給の制度に関する世論調査をする。そうした場合、これは恩給に関する事務だ。ひとつ例の住民票コードもあるし、住所も全部書いてある、男女も書いてあるし年齢もわかる、ちよつとこれで無作為に使ってみようじゃないかというふうなたぐいの利用というのはあるんですか、世論調査。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

恩給についてのお尋ねでございますが、そのために他に提供するということは別表では想定をいたしております。(発言する者あり)

○古賀(一)委員 ちよつと、私が質問しているんですから、では関連の財団法人とか社団法人、特殊法人に流れることは決してないと言つてよろしゅうございませうか。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

今回の改正法案においては、国の機関等受領機関が利用することを念頭に置いて別表に規定しておりますので、そこから提供するということは想定をいたしております。(発言する者あり)

○坂井委員 御静粛にお願いします。

○古賀(一)委員 それでは、民主党の時間も結構ありますけれども、あと、私のみならず合計三人で質問することになっております。

次に、お待たせをいたしましたけれども、大臣に對する質問も総括的に最後になさしていただきたい面もございまして、ぜひとも、修正案が出されましたので、大変重要な修正案だと思つて、時間の間関係もありますので、割り込む形で、懐かし

い皆様方へ御質問をさせていただきたいと思うところであります。

先ほど修正案の趣旨が説明をされました、案文もいただきました。自民党、明改の榊屋さん、そして自由党の鰐淵先生、三先生、理事、お並びでございますが、まず、端的にお聞きいたしますが、私は、先週の金曜日、六月四日に、二週間以上待たされたわけでありまして、この修正案のたたき台といひますか、修正案を見てももらいました。宮路理事及び榊屋理事、そして鰐淵理事、これは修正案はいつお手元に届いてお知りになったんでありましようか。それぞれお聞かせをいただきたいと思ひます。

○宮路委員 修正案については、私も、公明党さん、それから自由党さんと相談をいろいろしておいたわけでございます。そしてそれがまとまりましたのは先週の金曜日であつたというふうに記憶をいたしておりますのであります。

○榊屋委員 お答えをいたします。

その前に、この舞台にこういう形で立たせていただくことを大変に緊張をいたしておりますが、おしりがむずむずする気がするわけでありまして、最初にお指摘ありました、まさに五月十八日以降、当委員会、坂井委員長の御努力もいただきましたが、夜つびきの審議になりましたけれども、二十五時間以上の審議を続けてまいりました。その後、それぞれ野党各党が大体の方針をいいますか、そうしたものが決まってくる中で、我が党が態度をなかなか決め切れなかった。

それが、五月十八日からずっと、先ほど法案も忘れたと言つて御指摘を受けたわけでありまして、二週間ぐらひに検討の時間を我が党は要したということ、このことは法案の内容として、性格として、私も引くに引けないところがあつたということ、ひとつ、何としても御理解を賜りたいと思つておるのであります。我が党もいろいろマスコミでも書かれましたけれども、現場、この委員会に所属する部会の方のメンバーはなか

な結論が出ずに、政審会長に処理方をお願いし、実は政審会長の段階ですと議論をしていたというふうな理解をしております。

今の質問が、党に正式に来たということなのか、私自身にきたのかという、私自身が完全に修正案の形を理解したのは、まさに皆さん理事会で提示された案は前日でありまして、内容についてはそうした内容ということも聞いておりましたけれども、正式な文書を見たのはあの理事会が初めてでありまして、それを見させていただいて、今までの政審会長を中心とした協議、これを踏まえたものであるということ踏まえて共同提案させていただいた、こういう次第でございます。

○鰐淵委員 古賀理事さんの質問にお答えをいたします。

私も、自由民主党と自由党の協議ということ、この修正案を私が見たのは、今宮路理事が申し上げたと同じ時期でございます。

○古賀(一)委員 六月四日金曜日と記憶して、認識しております。認識というのは大体一年前とか二年前の話を言うわけで、先週の話をございまして、ほんのこの前でございます、私もそうでございます。

それで、三人にお聞きしますと非常に時間がかかるので、では宮路議員と榊屋議員、お二人にちよつとお聞きしますけれども、この修正案文作成プロセスに関与しておられたのか、それをちよつと再度、大体今お話を、待つておつたという感じであるし、あの二週間以上、もうしよつちやうお二人と私もお話をしておりましたから、その感じというのを待たされておつたということ、修正プロセスには参加しておらなかったと思ひますが、その点いかがでございますか。

○宮路委員 私は、現場、つまりこの地方行政委員会の運営を預かる自民党の理事として、当然この委員会の運営を預かる審議を尊重する、この委員会における論議を踏まえてプライバシーの保護についてどういったことを担保することにして、そして、より幅広い皆様方の御支援、御支援というか

御支持、御理解をいただいてこの法案を通していかにかという観点から修正問題をやっていくということであつたわけであります。

当然、それは現場の理事としてこの問題にタッチしたわけでごさいます。最終的にはもちろん我が党も現場の意見のみならずも政調全体としてどうやるかということもあつたわけでありますが、私自身がタッチしておつたことは、これは先ほど申し上げたとおりでございます。

○梶屋委員 先ほど経緯についてはあらまし申し上げましたけれども、ただ、最終の文案について見させていただいたのは、また文案が変わつたりいたしましたから、それを見たのは前日だというふうには私は申し上げましたけれども、我が党内、やはり政審会長も、地方行政部会、この委員会に所属するメンバーを初め部会を持っております。この部会の議論というものを一番大事にしたいという気持ちですと議論をしてまいりました。

もちろん、その現場で結論が出なかつたということもあるわけでありすけれども、それぞれ、政府・与党との交渉の経緯については逐次現場に御報告をいたしながら、いろいろマスコミでも言われました。ふたをするとかかぎをかけるとか、いろいろな議論があつたわけでありすけれども、それは逐一、一応現場には御報告をいたさき、現場で議論もしながらやってきたという経緯であります。

さらには、先週の木曜日であります。我が党内、政審の全体会議でも政審会長から御報告がありまして、党内で議論をさせていただいた、こういう状況であります。内容について、私が全く了知してないということではございません。

○古賀(一)委員 新聞報道によれば、自民党は丹羽政調会長代理、そして公明党さんは坂口政審会長という話が何度も何度も載つておりました。それは、この修正案が六月四日に我々の手元に届く前に、何度も出ておつたのです。

では具体的にちよつと、これは非常に重要だと

思ひのでお聞きしますが、梶屋さんについては坂口政審会長、そして宮路議員については丹羽政調会長代理に、何度ぐらいこの地方行政委員会の審議の状況、論点をお伝えになったのか、その会話の回数といふますか、それをちよつとお聞かせをいただきたいと思います。

○宮路委員 私も先ほど答弁で、そういうぐあいに記憶をしておりますと申し上げたところ、ついでこの間なので記憶とは何事かというようなおしかりもいただいたわけでありす。古賀理事御案内のように、先週も理事会を、毎日毎日理事懇をやらせていただいております。その前からも、先々週ぐらいもそうだったかと思ひます。

そういう中で、当然、この委員会における議論あるいはまた委員会における今の運営の状況、これは我々としても政調にその都度、国対にもそうでありす。お話をし、そしてやっていくというのが常でございます。私も、何回ぐらいやつたかと言われますとちよつと、手帳にも書いていないものですからはっきりとお示しすることができないわけでありす。とにかく何回も何回もやつた、お話を申し上げてきたということとは間違ひないところであらうと思ひます。

○梶屋委員 私も定かに覚えておりませんけれども、我が党内、この法案は党内で大変に議論があるテーマでありました。四月十三日に委員会におりてまいりまして、二十日、二十七日、それから六日、十一日、十三日、十八日、これは各委員会をやってきまして、合計一、二、三、四、五、六回、その都度もちろん政審会長には報告をしております。それから、毎週一回私どもは部会をやっております。それから政審の全体会議もやっております。それから、大体一月ありますので、両方合わせますと八回ぐらいあるわけでありまして、それぐらいの数字は政審会長とぎりぎりの部分でこの内容について議論はしてまいりました。

○古賀(一)委員 私も、この法案の行方といひますか、法案がかかる前から大変注目し、そしてきょうで恐らく三百分ぐらい質問することになるのですが、必死の思いで勉強してきたと思ひます。それはやはり、これは重要な法案で、しかも先ほどる言つてきましたように、これがいわば情報化社会の健全なる発展のあしき前例になつて、やはりコンピュータはだめだ、役所は信用ならないということにもなりかねない脆弱性を持つからだということ、私はずっと関心を持つてきたのです。

それで、この二週間以上、三週間近くなるかも知れませんが、公明党さんがこの法案にどう対応するかということ、我々理事懇を何度もお待ちをして、私も、どうぞ、ゆくりゆくりの常議だということできたわけですね。私は、確かに公明党さんで党内議論があつてはいることはよく知つておりました。その中に立つて梶屋さんが苦労していたことも知つております。それでまた官路理事が、国対からの指示の中で、はざまでいろいろ御苦労されていることもわかります。

でも、私は、私の知る限り、この法律修正案をつくつたと言われるお二人は、この法案を絶対読んでいないと思ひます。私はそう思ひます。逐条で皆さんが説明されたこともないと思ひます。私は、あの感じからいって、もう要するに、上の空中戦に任されておつた。理事といへども、実はこの修正案はこういう議論があつた、民主党はこう言つて、この論点は重要だから修正案に当たつてはこれ一項もひとつ考へてくれといった中身についての議論は、私は、公明党さん自民党さんもなかったと見ています。私はそう思ひます。

そういう意味で、本当に修正案としてこういう一条がいいのか、地行での議論、委員会でのこの長きにわたる議論の論点として、政調会長代理あるいは政審会長、現場から見ればこれは一つのポイントですという議論は、そういう議論はあつたのですか。まあ、きょうの理事会は流れました、あすどうですかといった、それはいいです。

中身ですよ。法の、修正案が出たわけですから、その修正案についてそういう議論を本當にされたのか、それを再度お聞きをいたします。簡潔に あつた、なかつたとお答えをいただきたいと思ひます。

○宮路委員 大変厳しい問い詰めでございますけれども、先ほど提案理由説明の中で申し上げましたように、この委員会における審議、二十五時間ぐらいこれまでやってきておるわけでありす。その中で、やはり一番議論が激しかった、あるいは意見が闘わされた重要な柱がこのプライバシーの保護であつたことは間違ひのないところであるわけでありす。

そこで、我が与党として、この法案を何として今国会で成立を図りたい、去年の三月からずつと掘り進んでおつた法案であり、どんどんと民間部門においては高度情報通信が進む中で、何としても成立を図るためには、修正をしてでもどうやってこれを切り抜けるかということ腐心した結果、いろいろと検討した結果、ここがやはり一つの落としどころだ、こういうことで、我が党として、政調のトップまで含めていろいろと議論する中でこれは生まれてきた、そういう案であるわけでありす。

大変さみの苦しみをいろいろと経ながらここに至つた、こういうことでございすので、そう簡単にこれが出てきたものでもない、大変苦労に苦勞をして、そしてその所産としてここに提示させていただいておる、こういうものでございす。

○梶屋委員 厳しいお尋ねでありますけれども、我が党内、公明党・改革クラブの中で、この法案に対する最初の状況は古賀委員もよく御承知だろと思ひます。

それで、我が党内で一番問題になりましたのは、修正案という話でありますけれども、今回の修正案によりまして行政の高度情報化が進むということは認めてあるわけでありまして、その必要性も感じつつも、たとえ四情報たりといへども、やはり全国一律のネットワークシステムをつくる

という以上は、我が党内でも、あるいは国民の間でも、個人情報流出あるいは悪用の危険性を指摘する声というのは大変強いわけであります。

我が党内でも一番そのことが大きな声でありまして、その意味では、個人のプライバシーを守るために、あるいはこの改正案を円滑に運営するために、地方自治体や民間も含めた個人情報保護法がどうしても必要だという議論が我が党内でかなりの部分でありまして、このことを政府・与党に申し上げ続けてきた、こういう経緯でございます。

○古賀(一)委員 今の私の質問は非常に単純でございます。二十五時間にわたる審議というものが、最終段階で、しかも政局絡みといいますが、政権の枠組みが変わるような流れの中で、一条のこの条文で二十五時間の議論もこれでオーケーになるかという、その修正案が出たんです。それに私は、両理事が、この案文をつくったと言われる、あるいは政治的決着を話し合われたと言われる、上層部といいますが、政調会長代理及び政審会長に何回会って何を提言されたか、その一点を聞きたいわけで、この法律が重要である、あるいは去年から云々という話はもう結構でございます。その点を聞きたいんです。

その点に絞っても一回はつきり、私はこれは非常に重要だと思っております。くだいようであります。再度お答えをいただきたいと思っております。

○宮路委員 これは我々、先ほど申し上げたように政調のトップの方へも何回も話をしております。また我々の意見もいろいろ聞いてもらい、また政府の原案についてのいろいろな問題点も、政府の方も、当然政権与党でありますから我が政調も、改めて現行法の姿、それから仕組み、そしてその問題点となるべきようなそういう箇所等々を、何回もしつかりとお互いに勉強して、そしてここに結論が到達をした、そういうことでありまして、その点で十分なる議論をし、そして勉強をしてこへやってきました、こういうことで御理解をいただきたいと思っております。

○榊屋委員 重ねてのお尋ねでございますけれども、私の答えは同じであります。我が党内は、実はこの法案は私の前任の理事からずっと取り組んできた経緯がありまして、そうした観点からは、やはり個人情報保護法、これは民間をも含めたという観点でこの整備が大前提だ、議論をそこ一点尽くして今日まで来た、こういう状況でございます。

○古賀(一)委員 いや、何か答弁がぼかされておると私は思いますが、私の場合において考えれば、これだけの法案でありまして、内容も初めて分野がある、委員会は忙しい、まして理事でありますから、あしたどうなる、あさってどうなるで大変だったと思うんですね。私の場合で言うと、例えば民主党は修正案の作成に向かう、だからそれはもう中野政調会長お任せしますとはならぬですよ、ならぬ。

ところが、私はこの新聞報道なり、一連の情報を聞くにつけ、これは新聞で書いてあったとおり、いわゆる坂口政審会長及び丹羽雄哉政調会長代理が、いろいろなところの情報を何となく聞いて、個人情報保護法制を附則に書いたぐらいで政治的な落としどころはつくんじゃないか、私はそういう判断だと思っております。両理事のこの間における私との会話、それは別に暴露わけでも何でもありませんが、本当に同志としてやってきたから、いや、なかなかどこにボールがあるんだというの私も一回理事会で聞いた。

そうなりますと、私は何を言いたいかというと、私も一生懸命やってきたし、とりわけ今国会はガイドラインもある、予算委員会もあるということ、みんなが大半は夜、大臣の都合に合わせてこの法案の審議をやってきて、二十五時間、もう八週間に及ぶ、待たたり、議論したり、夜やったりの議論をしてきたんです。

そして、私自身もコンピュータは決してプロじゃありません。この中じゃ榊屋さんが一番詳しいと思う。私は大変おくれておったけれども、やはりこの際コンピュータは勉強してでもやらぬ

といかぬということ、私は友人のつてを頼って、ハッカーとは何ぞや、ＩＣカードとＩＣカードが会話するにほどういうことをやるんだ、暗証番号というのはどうやってたら市町村間で解読できるんだと、全部一生懸命やりました。それを私のもきのうまで百九十五分やっています。それだけ一生懸命やりました。

それで、論点については、きのうも私は、これまでの榊屋議員なり私への答弁を、政府答弁なり質問を見ました。私は、今までの答弁について、今後に任せるとか、あやふやな答弁というのにも相当あったと思う。あつたんです。それは榊屋さんも身にしてみていると思う。

これだけ一生懸命やってきたところが、議論すれば、これだけの法案をこれだけやってきたにもかかわらず、法案を読んだことがない、地方行政委員会の中身を来て見たわけでもない、つまり、この委員会、それだけ一生懸命みんなやりました。委員会の議論というものとかけ離れた場所、その人たちが政治的落としどころでこういう修正案をつくって、これで済むという話には、私の今までの思いから見て私は納得できないんです。できませんよ。

私は、今宮路さんなり榊屋さんがおっしゃった、要するに、はつきりこの修正案についての協議のリーダーシップはとっていないかと思うんです。これはもう間違いないかと思いません。そうなる、委員会というのはいかだ、何で夜やりました。

委員長だつてそうですよ。苦勞しながら、長い時間そこに座ってやった議論の中身というものが、全然関係ない人がばつと政治的落としどころでつくって、はい、これよと言うならば、何のために私はこの二カ月なり議論をしたんだ。それなら不正アクセス防止法だつて、ああ、もめるかもしれないぞ、何か上の方でどんな修正案が飛んでくるかわからぬ、ではそれが出てくるまで審議は待とうじゃないかと。

私は、この委員会に出てこなかった委員、彼が

一番賢い。夜遅くちゃんと、眠たいにもかかわらず審議につき合った人は愚か者、そして一生懸命質問した人間は本当の大バカだという言い方じゃないかと私は思っています。

だから、本当にこういう国会の権威、委員会の存在意義という面から見て、私はそれを高く買っている。だからおれは国会議員になったんだという自負でやってきたんです。それがこういう条文で、政治的落としどころで関係ない人が修正案をつくって、これできょう上げてくれというようなことは、私は、地方行政委員会なりあるいは委員会の質疑というものを無視した話、そうとは思えないんです。だから非常に不愉快千万であるし、私は根柢を残すと思うんです。

そういう面、本当に、つくった方が、この宮路さんにかわって丹羽雄哉さん、榊屋さんにかわって坂口政審会長が、政治的にこういう決着でこの中身はこうなると答えてもらわなければならない。

私は、この点、委員長に御感想もいただきたいわけでございますが、いかがでございますか。語っていただきたいんです。

○宮路委員 大変古賀理事から激励をいただいたというように思っています。実は我々、最初に申し上げたように、現場の理事でありますから、現場の雰囲気をもつて伝え、そして現場の意見をしっかりと伝えて、そしてこの法律を委員会を通していくというのが現場の理事に与えられた大きな役割でありますから、そのためにはどういうふうなことをやったらいいのかということ、まづやはり現場から考えていく、そして政策責任者として我が党の政調のトップにも相談していく、これは当然のことだろうと思っております。

そういう意味で、名前は、新聞の取り上げ方があるいはよくないのかもしれないが、坂口政審会長と丹羽さんの名前だけが躍っている、おまえたちはさっぱり顔も見えないじゃないか、こういうおしかりあるいは激励であつたかと思うんです。ちよっと名前がそこまで、我々、私も榊屋

さんもあるいは高くなかった、有名でなかった、そこがやはりいけなかったのかな、力量不足かな、こうも思います。

しかし、現実には、我々現場がしっかりと現場の空気を、現場の状況を伝えて、そこから物事が始まっている。日本社会というものは、上から下へじゃなくて、下から上へ積み上がっていく、それがやはり日本社会の意思決定の特徴だと思いが、そういうようなことでやってきておる。(発言する者あり) ちよっと黙ってよ、あなた。

そういうことでございまして、実は、この委員会では、おとしも地方自治法の議員修正をやらせていただきました。まさにそのときも、政府の案で、外部監査の資格者が弁護士と公認会計士に限られておったものを、税理士までこれを広げるということ現場でやられたわけでありましたけれども、そのときもやり方としては同じやり方だった、こういうふうにあのときを振り返りながら私は思っておるところであります。

我が政策責任者たる人たちが現場とかかわりなく政治的妥協でやった、そういうことは決してこの場合も当てはまらない、このように私は理解をいたしているところでありますので、どうか、さようひとつ御理解を賜りたいと思います。

○榎屋委員 厳しい御指摘をいただきましたけれども、この法案の処理をめぐっては、各党とも本当に、うちの党が一番激しかったのかもしれない、いまだにそうでありますから、けんけんがくがくの議論をずっとしているわけであります。

実は、坂口政務会長がここへ出てきてという話がありましたが、それは及ばないというふうには私は思うわけでありまして、坂口政務会長と私が違う意識を持っておるということもありませんし、私はこの委員会で審議してきたこともすべて政務会長には報告しております。私が議論したことあるいは我が党内で議論したこともすべて、自分でこういう資料をつくりまして、政務会長に土曜、日曜もあけていただいて、しっかりと議論の内容も聞いていただいて、ぎりぎりのところ

で我が党はどうするか。古賀先生の党でもあったと思いますが、当初はもっと具体的な内容の検討もしたかった、修正もしたいという思いも正直この場で私は申し上げていいと思います。

ただ、こうした状況の中で、これからの二十一世紀の高度情報通信社会を考えると、やはりインフラ整備はやりたい、しかし、個人情報保護ということは余りにも我が国はさうだ、これはやはり我が党として引けないところがあるということ、これは何も政務会長の独断でやっているわけではなくて、党内の統一した見解で政務会長にそれはおっしゃっていただいたわけでありまして、決してこの委員会の審議を我が公明党・改革クラブが軽視したわけでもありません。

お待ちいただいたことは大変に御迷惑をおかけしたとおおびをいたしますけれども、三党の事情は、党内、各党同じ状況があるのではないかと、いうことを申し上げてお許しをいただきたいながら、我が党が一生懸命やった、議論をしてきたということとは御理解いただきたいと思っております。

〔委員長退席、山本(公)委員長代理着席〕
○古賀(一)委員 実は、この議事録をきく、きょう読んで、とりわけ榎屋さんにはもっとしくねちつくと思っておりましたけれども、住基法の論点をお互い洗い出し、そしてお互い協力し合いながらやるうじやないかということ、仲よくやってきました。まあ、榎屋さんのことですから、坂口さんにもこうやられたんでしょ。そう善意に、本当はもっと言いたいんですが、私は、この法案の修正案の問題点ははっきりしたさな

きやならぬことがありますし、時間はあともう十分ちょっとしかないような気がしますので、もっと突っ込みたい気もしますが、ここでとりあえず話題を変えます。

それで、この修正案について大きな疑問があります。お答えをいただきたいと思っております。

これは、私はかねてから言っておったんですが、市町村の固有事務である住民基本台帳です。これはもうだれもが知っておることであります。

す。この市町村の固有事務である住民基本台帳、戦後ずっと、昔々地方自治体が工夫しながら条例もつくっていろいろなことをやってきたこの事務に、今回、その法律、つまり住民基本台帳法に、今度は政府全体、他省庁にかかわる事務である個人情報保護法制、これは国が言われながらもなかなかしようとしなかった一大論点の、いわば国政全般にわたる重要問題、しかも他省庁にかかわる大きな問題のこの法律制定といえますか、措置に関する規定を、縛りを、何で固有事務を扱うこの法律の附則に書けるのか。

私はおかしいと思う。こんなことが許されるなら、介護保険が今問題になっていきますけれども、介護保険の財政が問題になった、それなら介護保険法の改正法附則に、例えば地方交付税に関する法制度の整備なんというのを附則で書けるんですか。あるいは、自治省設置法の改正案に、国の行革、全体に関する所要の将来の措置なんということを書けるのか。

私は、他省庁に関することを書くということもおかしいけれども、とりわけ地方の固有事務に関する法律である住民基本台帳法に附則で、こういう個人情報保護の法制が入るのかどうか知りませんが、後で聞きますけれども、少なくともここに書いてあります「個人情報保護の保護に万全を期する」という規定を入れることは間違いないか。これは、法案をつづがなく、そして具体的責任を負わずに明示せずに通す、座りは悪いけれどもこの程度の条文ならばという、一つの政治的妥協の思惑の条文じゃないかと私は思います。

筋が違ふんじゃないかと思うんですが、この点、どなたがお答えになるかはお任せしますけれども、ひとつ、法制局的な、理屈的な観点からお答えをいただきたいと思っております。

○横田法制局参事 法制的な問題でございまして私の方からお答え申し上げますが、固有事務であります、それは法律で制度的な枠組みをつくることはもちろんできるわけでございますし、

法律の施行に当たりまして、いろいろな問題が生ずることにつきまして政府が将来的に義務を課せられるという附則の規定は、これまでも例もありましたし、特に法制上の問題があるとは考えておりません。

○古賀(一)委員 それでは、例を一つ、今あるとおっしゃいましたけれども、どういう例があるんですか、教えてください。私も後で見たいです。

○横田法制局参事 先生の御指摘とびつたりかどうかちよっとわかりませんが、介護保険法に、もろもろ書いてあるんですが、政府は、費用の動向、その他、介護給付等の割合とかいろいろありますが、それについて「検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」というのが附則の三条にございまして。

〔山本(公)委員長代理退席、委員長着席〕
○古賀(一)委員 今、条文の途中をはしられましたが、それから先は、給付の内容云々についてはどうのこうのというのは、それは介護保険の範囲であれば当然書きまします。

では、介護保険法で、先ほど言いましたように地方交付税を将来どうするか、将来地方交付税の措置を拡充するとか書けるのか。あるいは介護保険の法律の中で、例えば、政府全体にかかわる医療を含めた負担の総合的見直しをするなんということを書けるんですか。今のしよった読み方では全然わかりません。

○横田法制局参事 先生の御趣旨がそういうことでございまして、この案文そのものも、「政府は、個人情報保護の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずる」ということでございまして、政府に対する、これは住民基本台帳法の附則でございまして、かなりの幅の広い書き方で将来に対して所要の措置の義務づけをしているということ、ございまして、政府の権能として、特に私どもから見てもこれが無理な感じを与えるという認識はございません。

○古賀(一)委員 私も、若いころ、よく法律をつくってしまして、いろいろ内閣法制局に持って

いって、参事官、部長さんからいろいろな指摘を受けて、まあやはりえらいきついなと思っておったんですが、そういう感覚からいうと、昔は昔、今は今、今は相当ずばらになっているというのとはちがくも、こういうことで一つの法が、これまで二十五時間やっただいりな法律の論点というものが、とりあえずふたをしてよと、将来措置を講ずるからというところで閉じようとしているわけですよ。それをこういう場違いの附則に、まあ附則ぐらいならよからう、そういう感じを入れることに關しては、私は非常に安直な気がする。それはこの法案全体について、いいことなんだけれども甘いという分野もある、そういういろいろなにおいがする、疑いがある、その一つだと私は思うんです。

では、聞きますよ。そうなりますと、それに関連して出てくる問題は、所要の措置の——その前に聞かなぎやならぬことがありますね。所要の措置というものは何でありましょうか。具体的に、例えばこういうものがあります、こういうものがありますというのを教えていただきたいと思います。

○宮路委員 それでは、先ほど、一体附則でこんな余りかわりのないようなことを書けるのか、今の古賀理事の御質問はそういうことだと思ふんですが、今法制局の横田部長からしかと答弁していただいたわけでありましたが、その点も、実は我々もよく検討いたしました。

そして、例えば今の改正法三十条の三十三なんかをがんじがらめにしても、ここでもちゃんと「本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬ」とか、それから三十条の三十五なんかを見ても、「本人確認情報に關する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に關する秘密を漏らしてはならない」とか、そういう個人情報保護という面から、いろいろな措置だとかあるいは秘密をどうしろとか、こういうことをこの法律の中でもしっかり書いておるわけですね。

ですから、これとやはり密接不可分な役割を持つ規定でありますから、私も、これは附則に書いても何ら、先ほどおっしゃったように、介護の保険法の中で……（発言する者あり）ちょっと黙っておいて、あなた、介護保険法の中で地方財政法のことを書いてどうだとか、そういうほど関連性がないということとは全然別の問題であるというふうに私は理解しておるところであり、そういう議論もして、このような規定を入れさせていたというところでありますから、そのことをまず最初に申し上げさせていただきたいと思えます。

そして、次に、この「速やかに、所要の措置を講ずるものとする」という「所要の措置」であります。これは、私も、政府にいわばそういう義務を課してあるという規定を盛り込ませていただいたというところでありますから、政府にこれからどういったことをやっていただくかということは今後の政府の検討にまたなければならぬわけでありまして、我々、議員修正を提案する者として期待しておりますことはどういふことかということと申し上げさせていただきます。これは、これも我々、先ほど、おまえたはここの修正案について全く蚊帳の外におったんではないかというふうな御指摘を受けましたので、そうじゃないということとをここで立証するためにもちょっと申し上げさせていただきます。

一つは、やはり政府においても昨年、高度情報通信社会推進に向けた基本方針というのを総理が本部長をしておられるところで決定をして、これからいろいろなことをやっていくんだ、プライバシーの保護の問題、こういうことも既にこの中で決めておられるわけですね。そういうぐあいに、プライバシー保護についての法制を整備していかなくやらないというののは喫緊の課題になりつつあるというところは、我々も、この場における議論を踏まえてもよく理解できるところであるわけでありまして、そうしたプライバシー保護に關する法制をやはり整備していくということが一つ。

それから、それにあわせて、今の住民基本台帳法それ自体といえども、例えばカードの問題なんかについてもいろいろな議論がありました。そういうところにおいて、これからさらに高いプライバシー保護のための手だてを将来講じていくとするならば、この住民基本台帳法自体の世界においても、それにやはり準拠した、よりレベルの高い個人情報保護のシステムというものもあつてしかるべきではないかというふうに思われるわけでありまして、そこそこでもやはり一つはやっていただきたい。

それからまた、これは条例でもって市町村あるいは都道府県が、このネットワークシステム、運営をしていく主体になるわけでありまして、そこで、そうした地方自治体においてちゃんとしようも講じていってやらなくやならない。システムにおいてもそうだし、あるいはまた条例を定める場合によつてもそうだとおもうに思ふわけでありまして、そういうところも具体的に検討して、そして自治省の方で、政府の方でしっかりと地方自治体に指導していってもらいたい。

ただ、この所要の措置というのは極めて普通、どこにもある言葉でございまして、いみじくも宮路議員がおっしゃったように、この法律だって、それはもう措置の大きさが違ひますよ。各条文に、措置、措置、措置と書いてある。ここに言う措置はその束ねた措置じゃないんです。もっと大きい政治的意味を持つ、そういう措置なんです。から、この所要の措置というのはおおむねこういうものなんですというものを私はやはり委員会の委員に示すべきだと思う。それでなければ大変私は失礼だと思ふんですよ。私はそう思います。それは後ほど、私は理事会でぜひ語っていただきたいと思ひます。

次に、今までの議論が、例えばたくさんあるわけです。ネットワークの問題、暗証番号の問題あるいは十六省庁との事務、データをもらうところの服務規律の問題あるいは受託先の問題、もっと言うならICカードの問題もある。そして、何よりもでかいのは、例えば財団法人が一億二千五百万人を扱うというこの基本システムの問題。いろいろな問題が、樹屋さんも問うた、我々も問うた、みんな、自民党さんでも一部問われたわけですね。

○古賀（一）委員 いや、私は、今の所要の措置というのはいろいろあるということで、法制も含むというふうなお話もありましたけれども、冒頭申し上げましたように、この修正案が出てきたプロセスにも問題があるし、それがひいてはこの地方行政委員会なり我々の今の審議というものをいけば無視するというか、そういう懸念もある。そういう体質が今の政治と行政の關係で問われておるわけでありまして、きょう配られたこの一条をもつて修正ということには、私は納得できません。

では、今までの議論が、例えばたくさんあるわけです。ネットワークの問題、暗証番号の問題あるいは十六省庁との事務、データをもらうところの服務規律の問題あるいは受託先の問題、もっと言うならICカードの問題もある。そして、何よりもでかいのは、例えば財団法人が一億二千五百万人を扱うというこの基本システムの問題。いろいろな問題が、樹屋さんも問うた、我々も問うた、みんな、自民党さんでも一部問われたわけですね。

○宮路委員 私が答弁すべきことなのかどうなのかちよつとよくわかりませんが、今現在、先ほど申し上げたように、この高度情報通信社会推進に向けた基本方針、政府の方で本部を設けて、そし

では、今までの議論が、例えばたくさんあるわけです。ネットワークの問題、暗証番号の問題あるいは十六省庁との事務、データをもらうところの服務規律の問題あるいは受託先の問題、もっと言うならICカードの問題もある。そして、何よりもでかいのは、例えば財団法人が一億二千五百万人を扱うというこの基本システムの問題。いろいろな問題が、樹屋さんも問うた、我々も問うた、みんな、自民党さんでも一部問われたわけですね。

では、今までの議論が、例えばたくさんあるわけです。ネットワークの問題、暗証番号の問題あるいは十六省庁との事務、データをもらうところの服務規律の問題あるいは受託先の問題、もっと言うならICカードの問題もある。そして、何よりもでかいのは、例えば財団法人が一億二千五百万人を扱うというこの基本システムの問題。いろいろな問題が、樹屋さんも問うた、我々も問うた、みんな、自民党さんでも一部問われたわけですね。

てそういうことを決めておられる。これは内閣の方でやっておられるというふうに承知をいたしております。

ですから、具体的には内政審議室あたりが、この全体のプライバシー保護の法制をどうしていくかという点について幅広く、関係各省物すごいかわりがあるわけでございますので、何といましようか、その調整役といましようか元締めといましようか、そういうことになっていくとすれば、これはやはり内閣全体として取り組んでいただくことになるわけでありましようから、内閣としてその窓口は内政審議室ということになるかな。これはあくまで私が答弁すべきことかどうかわかりませんが、私の知っている限りのことで申し上げるとそんなところじゃないかなと思います。

○古賀(一)委員 私は、主務大臣とお聞きしたわけでありまして、内政審議室はその窓口の役所ということですね。そうすると、官房長官、こういうふうになるんでしょうか。——わからないんですか。では、わかりました。その程度であるというところがわかりました。では、この件については、要するにまだ決まっていらないんでしょう。ところが、この手の話が一番問題なんです。

私は、役人のころ、今でもよく皆さんに嫌みを言いますが、例えば組閣がありますと、経済企画庁長官(総合交通担当大臣)と出ているんです。今でも出ますよ。あれは歴史的経緯がありまして、あれは自動車重量税の配分の関係でもめにもめたものだから、建設省と運輸省が大げんかしておる、まあ今度、総合官庁である、調整官庁である総合庁長官に総合交通担当大臣をやってもらおうといつて今日までずっと来ているわけですね。経済企画庁長官が交通の話をしたためしがない、ないですよ。単に政治的セレモニーで、ごたごたを落着かせるために担当大臣を決めますと。当時田中角栄さんでしよう、決めて、何と仰々しく、経済企画庁長官何の何々君、あわせ総合交通担当大臣と今でもやっているんですね。ところ

が、恐らくだれも、今まで自分が何で総合交通大臣がわかった大臣もないと私思うんですよ。まあ、大臣も総合庁長官やられましたから、そのこともお聞きしたいんですが、そんなもので実は担当というのは決まっています。

これはその担当も決まっていらないんですよ。こんな難しい仕事を、要するに今の段階で、大臣と言わずしてだれがやりますか。だれだろう、だれかな。こんな程度で過ぎていく、こういう総合的な調整に関する仕事というのはこうなんです。それでは、今行革特で中央省庁再編をやっています。中央省庁再編後はこれはどうなるんですか。

もう時間がありませんからあわせて言います。が、いいですか、中央省庁再編法案が今論議され、恐らく通るんでしょう。通って、霞が関は、おらが省庁は何年こうなっている、うちの局はこうなっている、あそこ役所と一緒になるから、権限争いでどうだこうだ、人事はどうだ、来年の採用はどだけ採るか、どこに配置するかと大騒ぎが騒ぐんですよ。そのときにそのタイミングで、どこの省庁が、三年以内、国家国民のため、個人情報保護法制は我が省で音頭をとって、困難な仕事でもやるぞとだれが言いますか。できませんよ。中央省庁再編という、霞が関が自己保存を図り、新しい秩序をつくり上げようとしのぎを削るこの時代、こんな話をやろうと思ってもやれない、私はこう思う。

主務大臣は中央省庁再編の後だれなのか、そして、これは官路さんに聞いたってしょうがない、恐らく総理大臣に聞いたって無理なような話であります。だれに聞けばいいのかわかりませんが、すみません。けれども、こういう論点があるということについて、御印象と、主務大臣についての官路構想があればお聞かせ願いたいと思います。

○官路委員 先ほど申し上げたように、これは内閣全体の喫緊の課題として取り組んでいっていただかなきゃならない、こういうふうに思っているわけでありまして、事務的には内政審議室です

が、担当とすれば内閣総理大臣あるいは官房長官の所管、こういうことになるというふうに私は理解しております。

そして、今度の省庁再編の中で、内閣の機能のレベルアップということがこれは大きな課題になっておるわけでありまして、まさにそれを目指して省庁再編が行われるわけでありまして、内閣のリーダーシップが今以上に強力なものになっていくことは間違いない、またそうでなければならぬ、私はそう思っております。

そして、我々も与党として、そしてまた共同提案をさせていただいた我が党並びに自由党、公明党、改革クラブとしてあえて申し上げさせていただきます。三党でちゃんとこのことについては責任を持ってやっていくということで、ここに持ってきておるわけでありまして、こうい

う確認書もきちっととって、そして、この問題に向けて国会中に検討会を設置して、そして法制化の検討に着手し、年内に基本的枠組みの取り組みを行い、三年以内に法制化を図る、こまめに我々も腹をくくってこの問題に取り組んでいく、こういふかたい決意でやっていくとしていくわけでありまして、どうかまた我々をそういう意味では叱咤激励していただきたい、このことを古賀理事にお願いを申し上げたいと思う次第であります。

○古賀(一)委員 三党でそういうことでサインまでしてという話がありましたけれども、こういふ何党と何党の枠組みなんというのとは大体当てにならないというのが最近わかってきておりますので、問題は、その党のあれというよりも、やはり事柄の本質をだれが責任を持って見て、指摘に対してだれが本心に誠実に応ずるかという問題であって、私はそういう面であって、今問われていると思うんですね。

私はそういう面であって、最後に申し上げました論点は、特に幹事理事も見えてございますが、やはり合意した以上はやってもらわなきゃならぬ、そうでしょう。それはそうですよ。ところ

が、三年以内に個人情報保護法制をつくるという思いで、公明新聞もここにありますが、そういう思いがにじみ出ておりますが、私は、この中央省庁再編の大騒ぎのときにこんな話は、あと法案が通って一週間もすれば吹き飛ばんじやないかというのを心配しておりますので、本心に言葉ではそう、修正案ではこうだろけれども、実際は中央省庁再編の流れの中でこれは極めて危ない約束になりかねないということを、私はこういう論議があったことをお伝えいただきたいとお願いを申し上げます。次の同僚議員が待っておりますので、バッターを下がります。

○洲屋委員 私に特段の御要請でありますから、一言だけ。
もう古賀理事に多く言う必要はないと思いますけれども、今の官路理事から報告がありました確認書、これは仰せのとおり、容易なことではない、容易ならざる内容だということに私も重く受けとめておりますし、現に我が党も、今まで取り組んできて今日まで手がつかなかったということも正直に申し上げて、その上で、何としても今回のこの改正法案をてこに私も一歩前へ進めなきゃならぬ、こういう決意で取り組みをさせていただきます。このことを申し上げます。

○古賀(一)委員 終わります。
○坂井委員 次に、葉山峻君。
○葉山委員 去る四月十三日の、趣旨説明に対する民主党を代表する私の質問において、私は、大づかみに言って六つの問題点を指摘させていただきました。

第一に、住民基本台帳は全国民を網羅するものであり、そのすべてに住民票コードという重複しない番号をつけることは共通番号制度に道を開くことになる。第二に、個人情報保護の不備。第三に、利用範囲の歯どめが不明確である。民間利用への禁止は何の歯どめもない。第四に、膨大な経費がかかる。ネットワークシステムの維持、管理、更新には、自治省が少な目に見積もった試算

でも、初期投資四百億円、年間経費二百億円もかかる。行政にとっては便利でも、国民にはほとんど利点がない。費用対効果の面からも認められない。

第五には、八千字の容量あるいはICカードの問題。導入時は任意と言いつながら、ひいては、保持の義務化等、国内版パスポートのように常時携帯の義務までエスカレートしかねない。本人確認への疑問。第六に、国家の中央管理にはかならない点。地方自治を踏みにじるような法案を事もあろうに自治省が推進することは言語道断である。以上の問題点を指摘させていただきました。

四月二十日以来、この委員会でも質疑を重ねてきましたけれども、質疑を聞けば聞くほど、この改正案の持つ危険性が明らかになってまいりました。それは今後十分検討しますという答弁ばかりで、ただただ法案を通してしまおうという姿勢しか見られなかったことは、非常に残念であります。これまでの質疑でその危険性が指摘されても、そういう残念なことが起きていたわけでありす。

そこで質問であります。第一に、コード番号を拒否する自由が個人にあるのか、改めて大臣にその確認をしたいというふうに思います。

○野田(総)国務大臣 住民票コードを住民票に記載するということは、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて関係情報の通信を行うための必要条件でございます。そのため、住民票コードが住民票に記載されない場合には、その住民の関係情報はこのシステムに乗ってこないということになってしまいうわけでありす。

しかし、住民基本台帳に記録されているものの中に、このシステムに乗るものと乗らないものとの両者が存在するということになれば、オンラインに接続されたコンピュータの利用による市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理や国の行政機関等への本人確認情報の提供等が極めて非効率なものになってしまいうわけでありす。

したがって、住民基本台帳ネットワークシステムにおいては、住民票コードを住民票の記載事項とし、他の記載事項である氏名、住所等と同様に必ず住民票に記載されることとしておるものでありまして、住民票コードの記載を拒否するということはできないという考えであります。

○葉山委員 できないということではあります。この法案が国民に何物をも強制しないような印象が振りまかれておりますけれども、個人情報情報が危惧にさらされたら絶対に嫌だという人間にも強制的に付番する、プライバシーの危機だけでなく、これは重大な人権侵害だというふうに思っています。

そこで、確認をしたいのでありますが、国民にコード番号をつけるのは一体いつなのかということですね。このことをお答えいただきたいと思ひます。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。住民票コードにつきましては、公布の日から一年以内の政令で定める日から市町村長への住民票コードの指定というものが施行されますので、その意味では、制度実施に、準備に必要な事項として、都道府県知事による市町村長への住民票コードの指定というものは、公布の日から一年以内の政令で定める日以降になります。

また、公布の日から三年以内の政令で定める日以降、市町村長による住民票コードの住民票への記載、これが行われますので、住民票への住民票コードの記載は、公布の日から三年以内の政令で定める日から施行されるということでございます。

○葉山委員 三年以内ということですが、いつから始めるんですか。お答えいただきたい。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。この法案の成立後、公布の日から三年以内で政令で定める日から施行ということでございます。

○葉山委員 次に、先ほど古賀委員からも質問がありました。修正提案について伺いたいというふうに思ひます。

「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずる」ということだけであります。

この「個人情報の保護に万全を期するため」とわざわざここで言わなければならないのは語るに落ちると思うんであります。このままでは万全でないということですかね。それぞれ各党の提案者にもう伺いたいと思ひます。

○棚淵委員 各党にということですが、最初にお答えをしたいと思います。

修正案の内容についてのお尋ねでありまして、「所要の措置」、こう書いてあるわけで、所要の措置が必要ということとは、それだけ原案に問題があるんじゃないか、こういう厳しい御指摘でありますけれども、先ほど古賀先生からも随分厳しい御指摘をいただいて、自民党の官路理事の方から、所要の措置の内容について、我々提案側として期待をする三点についてお話をさせていただきました。

もう一回、同じ共同提案者の一人として確認をさせていただきますと、所要の措置につきましては、一点は、民間部門をも対象とした個人情報保護法、この問題が一点あります。ぜひ民間も含めた個人情報保護に関する法整備をやってもらいたいという我々の願いであります。

それから二点目は、そうした新しい法整備ができるのであれば、そうしたことも踏まえて、住民基本台帳法、今回の改正案、その後におけるさらなる個人情報保護措置を講じていただきたい、この必要性も出てくるんじゃないか、その所要の法改正も期待をするところでございます。

それからさらに、これも一番大きな問題であります。ICカードの部分であります。市町村あるいは都道府県での条例で行われるこのICカードの部分、この運用について、自治省としても、しっかりその条例のありよう、あり方について、特に個人情報保護の観点から特段の指導をしていただかなければならぬだろう、こんなふうに思っているわけでありまして、そうした内容を

実は我々提案側としては期待をしながら、所要の措置ということを入れさせていただいた、こういう次第でございます。

○棚淵委員 御答弁を申し上げます。

葉山委員が、所要の措置ということについて何を指すのか、本案は不備なのか、こういう御質問でございましたが、本案につきましては、いろいろな歯どめ措置を講じ、守秘義務を講じ、あるいはまた万が一そういったものが漏れるということがあれば厳罰を処す、そういう形で、法案としては可能な限り盛っておると私は思うのであります。

しかし、長い時間の審議の中で、各党のそれぞれの御主張の中には、まだ十分ではない、もう少し、もっとしっかりとしたプライバシーの保護と、いうのが必要ではないか、こういう主張をされる多くの委員もおられたわけでありす。さすれば、私どもは三党におきまして、一層個人のプライバシーというものを保護できるような措置を政府の方にひとつ督促をし実施させることが必要ではないか、こういうことで合意を見ることができたわけでございます。

この保護のやり方は、御案内のとおりいろいろな方式があると思ひます。諸外国でも大体三つの方式で、オムニバス方式ですとか、あるいはセクトラル方式ですとかいろいろあるわけでございますが、これらも十分政府におかれましては検討していただいて、一層プライバシー保護が保たれ、この住民基本台帳が国民のいわゆるサービスのために使われるように私どもは期待しておりますのでございます。

○官路委員 お二人から既にお話があったとおりでございます。我々としては、今申し上げたような各般の措置がしっかりと、先ほど古賀理事から余り当てにならぬのじゃないかというように、そんな厳しい御指摘もございましたけれども、そういったことのないようにこれはしっかりとやり抜いていかなきゃならない、そしてこの委員会における論議にこたえていかなきゃならない、このよ

うに思っているところでございます。

葉山先生におかれても、また我々とともにそうしたことの実現に向けて御支援を、御指導を賜りますよう、どうかよろしくお願いを申し上げますところでございます。

○葉山委員 先ほど古賀委員も指摘されましたけれども、全国の自治体は、かなり国に先駆けて個人情報保護条例というものを、情報公開と一緒に条例を制定している自治体もかなり数多くあるわけでありまして、私が住んでおります藤沢でも、市長時代に条例を制定いたしました。

これはやはり、情報公開と同時に車の両輪のように、個人情報の保護ということも非常に大切な問題だというふうに思っております。例えば、図書館なら図書館の利用者については、その図書館で何を借りたか、その問題については、貸し出すときにそれをコンピュータに入れても、本については全部消去をするというような形で、慎重な配慮をとりながら、プライバシーの問題というのはそれぞれの自治体の実施しているところでございます。

ともあれ、こういう問題であります、なかなかこれは絵にかいたもちになる可能性が私は率直に言って大きいと思う。財金分離の問題がございませうけれども、そういうことになる可能性が非常に強い、こういうふうに思っております。

そういう意味で、これからこの問題はまだまだ、住民基本台帳法というのは本当に大切な問題でありますから、特にそれが国民の個人のプライバシーと、そして基本的人権と人間の尊厳にかかわる問題であるだけに、慎重な上にも慎重な審議を尽くすべきであるというふうに思っておりますが、ともあれ、私、もう時間が参りましたので、質問を終わりたいと思います。

○坂井委員長 次に、土肥隆一君。

○土肥委員 いっぱい質問は流しましたけれども、もう時間も限られておりますから、ごく部分的なもの、しかし非常に重要なものについてお聞

きしたいと思います。

まず、三人の答弁者の宮路、棚屋、鶴淵、三先生にお聞きしたいんですけど、皆さんは、自分の個人的な、プライバシーと一般に言われておりますけれども、プライバシーというものをどういうふうな受けとめておられるのか。つまり、例えば何かの署名を求められたときに、名前、住所、そして生年月日、電話番号、この時々答えますけれども、そのときに、自分は署名したくない、こういう署名はやめておこう、あるいはそれを書いておこうというくらい、思いがそれぞれ違うんですね。

今回の法案は、そうした個人の肉体的な思いを伴ったことに触れる法案だと思っておりますが、宮路先生の方から、先生は自分のプライバシーはどのように日常的に考えておられるのか、お答えいただきたいと思っております。

○宮路委員 大変難しい御質問だというふうに思いますが、プライバシーというのは、まさに個人個人によってその価値観といえましょうか、あるいはプライバシーとは一体何ぞやというその哲学といえましょうか、それは濃淡いろいろあるんじゃないかなとも思っています。ですから、プライバシーの保護法というものをつくろうということについてもいろいろ難しい局面が予想されるという、その辺のゆえんのものもそこらにもまた一つの要素があるのかな、こう思っております。

したがって、おまえのプライバシーは何だと言われてもなかなか一概に私もばつと答えることができないのであります。今回のネットワークシステムの根幹をなす四情報、四項目といえましょうか、こういったものは、私個人の問題として言うならば、それはプライバシーの対象というものからするとどう関係ないのかな、私個人はそう思っております。ですから、電話帳に自分の電話番号を載せたがらないというか、載せていない人も結構いらっしゃるようでありますが、私は決してそういうことはなくて、自分の自宅の電話番号も全部びしゃつと、あるいは宿舎の電話番号もみ

んなちゃんと電話帳に載せ、あるいは国会事務局にもちゃんと登録してびしゃつとしておるといこうとでございまして、そういうぐあいに平常心がけてやっておりますところでございます。

○土肥委員 ちょうどいいぐあいに宮路先生、お答えいただきましたので、自分にコード番号を打たれるということ、だから四情報は何でもありません、プライバシーではない。コード番号も含めて、コード番号も何でもありません、宮路先生。

○宮路委員 私は、コード番号も大したことないというふうに、実は、土肥先生、いかがわしいところから、いい取引物があるとかいい商品があるとか、あるいはいい雑誌をつくっておまえさんの名前を登録するからどうか、いろいろやってみます。しかし、これはびしゃつと断るものは断っておけばいいわけでありまして、そういう意味で、コード番号も先ほど申し上げた四情報と変わらぬのかな、そんな個人的見解を持っておりますところでありまして。

○棚屋委員 短くお答えしますけれども、私も、この法律をこの国会で担当するに当たりまして、家族で話し合いました。私にとつてのプライバシーは何なのかということと女房と話をしましたけれども、我が家におけるプライバシーは何もない、すべて出ておまして、ないのだからと。先週の話であります、うちの女房も、あと外へ出て困るのは本当に何もないねと、もちろんそれはこの仕事をやっているからだろうと思っております。

自分自身のプライバシーの問題につきましては、私は、この法案を勉強するに当たりまして、同僚の富田議員あたりからも随分教えてもらったわけでありまして、やはり自分に係る情報は自分が管理できる、どこへ流れているかというものは極力そうは言っても知りたい、そして嫌なときはそれをコントロールできる、そうしたものであるべきだな、こんなふうに最近思っております。今回の十けたの番号については、乱数群でもあ

りますし、それで特定されるわけではありませんが、四情報と同じでありまして、私もそんなに抵抗はございません。以上です。

○鶴淵委員 私のプライバシーに關しましては、一つは、そのことが知れることによって家庭の不和が起きたり、あるいはまた非常に精神的な不安を感じる、こういったことについては、やはり知られるとまずいと思っております。

これは、私は市長時代に電話番号をつけておきました。そうすると、毎日かかってくるんです、夜の夜中。一回だけじゃない、多いときは二十回くらいかかってくる。もう私はとてもこれじゃ寝られませんでした。番号は消しました。電話帳に載せませんでした。これはやはり健康的な面もありますし、家庭の不和もある、これはやはりいけないと思っております。

ところが、今の住民基本台帳の四つの情報は、これはもう原則開示、いわゆる閲覧手数料を出しますと、どなたも、日本人であれば、あるいは外国人でも、全部見られるんです。ですから、これは何もプライバシーではないわけですね。

それからもう一つ、コードというのは、やはりコンピュータを活用することになりますと、これはコードがなくなっちゃコンピュータというのは全然入っていかないわけです。したがって、やはりコードがあることによって国民の権利義務というものが非常に活用されていく。

そして、自分たちの中央のいろいろな利用でも、これはあくまでも個人の、例えば年金ですとかあるいは国保ですとか、あるいは住民の転入転出でもそうですが、いわゆる国民の権利義務に非常にかかわってくるものでございまして、きちっとした保護の、先ほど言いましたような法律で可能な限りのそういった保護の担保を今しているわけでございますので、私は、ぜひこういった法案は通していただきたい、国民のために活用していただければ、このように思っております。

○土肥委員 野田大臣にも聞いてみたいと思うのですが、大体同じだろうと思っておりますので、あるい

は鈴木局長にも聞いてみたい、こう思うくらいでございすが、大臣やら役所の看板を担いでいらっしゃるから、聞くのはやばだと思ひますのでやめておきますが、そこは非常に大事なことだというふうに認識する者もいる、私はその一人でございます。

今、この個人情報情報をどう蓄積し、それを市場に使用して、物品販売からあらゆる分野で、貸金業者もそうでございますけれども、すべての情報はすべて本人確認に行き着くわけですね。本人確認がずれたら、本人確認ができなかったら、これはもう古い名簿になるし、古い情報になるわけでありまして、絶えず本人確認のデータをリニューアルする必要があります。ですから、すべては本人確認に行くのですね。もう間違いないことでもあります。それはどんな情報であれ、個人に関するものであればそうだろう。

だから、いや四情報だけですよ、自由に閲覧できるのですよ、だから、コンピュータでびゅうとつないで、国、県、そして市町村、一体化してこのネットワークシステムをやる。これはもう行政にとってはこんな便利なシステムはない。まずは本人確認ですから、本人確認をしてから、この人に年金を払うべきかどうかとかいうことは全部始まるわけでありまして、言ってみれば、壮大な行政機構における本人確認を徹底してやる、むだなくやろう、効率的にやろうという法案だろうというふうに私は思うのです。

だから、初めから、とても便利なんです、とても役に立つのです、個人情報を守りますから使わせてくださいと正直に言えいいのですけれども、なかなか、それは国民の利益にもなりますよ、メリットデメリットとか、市場的な計算もなさる。そんなこと余計なこと、要するに、国が一億二千万人の本人確認をしたい、それには何もICカードを持たせる必要も何もない。ネットワーク化して、ひそかにと言ひまけんけれども、幾つかの法律が必要ならば最小限法律を決めて、プライバシーだけは絶対に保護しますという

ふうにしなないと、やはり憶測が出てくるのです。私、きょう建設省にきていたたいでおりますが、建設省はこの個人情報のネットワークに参加しようというので、幾つかの仕事を列挙していらっしゃる。例えば、建設業法による技術検定の実施とか、監理技術者資格証の発行とか、宅地建物取引業の免許とか、いろいろ挙げていらっしゃる。もう一々聞く時間がありまけんから端的に聞きますけれども、こういう免許をお与えになって、その免許を持った人が何らかの意味で免許を喪失する、つまり欠格者になるという場合はどういう場合ですか、おっしゃってください。建設省。

○三沢説明員 今先生おっしゃいました、その三つでそれぞれ性格の違いがございまして、技術検定は、これは要するに資格と申しますよりも、一定の試験を行ひまして、一定の技能、知識を有するかどうかを見ようというものでございまして、これについてはいわゆる欠格事項とかそういうものはございませぬ。

それからもう一つ、監理技術者でございまして、これも監理技術者講習というものを受講したし、受講した者に対して監理技術者資格証を交付するというのがございまして、これもいわゆる欠格事項というものはなくて、一定の講習を受けて知識を有すればいいというものでございませぬ。

最後の宅建業法の免許でございすが、これにつきましては、例えば役員等が一定の刑罰に処せられた経歴があるとか、いわゆる欠格事項的なものがございまして、この場合には、その免許を与えられない、あるいはその免許が失効するというのがございませぬ。

○土肥委員 犯罪者がその資格を持った宅建業者の中にした場合にどうやって知るのですか。
○三沢説明員 これはいわゆる刑罰に処せられたというものでございまして、ただ、自動的に刑罰に処せられたという事実が必ずしも把握できるというものではございませぬ、いろいろな形

で、警察当局から情報をいただいたり、新聞等で見た上で、その上で失格になるということでございませぬ。

○土肥委員 今、警察から情報をとるとおっしゃいましたけれども、どうやってとるのですか。定期的に警察から情報があるのですか。
○三沢説明員 定期的なものではございませぬ。したがって、いわゆる免許当局が気づいた範囲で、問い合わせをした上でということでございます。

○土肥委員 随分ずさんだというが、犯罪者であらうが何であらうが、わからなきやつと宅建業を続けられるということになるのでしょうか。
警察庁においてなっています。警察庁に聞きますが、今回、この九十二事務に参加なさらなかった。免許証などの事務も持っていられしや。今の建設省の、宅建業で犯罪者などが出た場合、これは犯罪を犯して宅建業の資格を喪失しますよというふうなことの情報は流しておられないのか。

○玉造政府委員 今の答弁、恐らく誤解に基づくものであらうと思ひます。
警察は、何のたれがしが刑に処せられたというのを確定的に判定する役所ではございませぬ。したがって、そういう情報は流せませぬ。
○土肥委員 そうすると、警察から情報をとるといふのは、建設省、どういうふうにとるのですか。

○三沢説明員 大変申しわけございませぬ。訂正させていただきます。
警察から情報をとるといふことではなくて、あくまで免許当局が調べた上で、その上でということでございます。大変申しわけございませぬでした。

○土肥委員 何件、宅建業者の免許証を出していらっしゃるのですか、発行数は。
○三沢説明員 現在まで宅建業者の免許数、免許を受けた宅建業者数でございすが、約十三万九千件でございませぬ。

○土肥委員 質問通告しておりますが、毎年何人ぐらい処分をしておられるのでしょうか。
○三沢説明員 いわゆる監督処分件数でございすが、五百四十二件でございませぬ。

○土肥委員 自治省に聞きます。
先ほど御答弁もあつたのですが、三十条の三四で、全部読むと長くなりますが、「必要な範囲内で、受領した本人確認情報を利用し、」これはいいです。「又は提供されるものとし、」というのは、この「提供」は、だれに何を提供するのですか。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。
御指摘の規定で、利用し、提供することという表現を使つております。利用とは、通常みずからの機関において利用する。それから提供というのは、他の機関に提供ということでございます。
○土肥委員 さあ、そこで、他の機関にということろがみそでして、例えば建設省が警察庁に、警察庁にやないということ、では法務省、犯罪者リストはどこにあるのですか、よくわかりませんが、要するに、政府機関に毎年でもあるいは一年に一回でもいいから犯罪者のリストを送つてもらひ、警察庁が入つておられまけんから、これはまた法改正しなければいけませんけれども、そうすると、例えばこういう人が犯罪を犯したらしいけれどもどうなんですかというふうな、そういう情報交換はできるのですか。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。
本人確認情報ですから、住民票コードと四情報と付随情報に限られております。まず第一点、それから、国の機関等の受領者においては、別表に掲げる事務の範囲内で行うわけでございますから、別表においては利用事務というものを前提にして、念頭に置いて今回の改正法案で書いておりまして、提供については想定をいたしておりませぬ。

○土肥委員 もう時間が来ておりますから。
では、今度、これから警察庁も入りたいというふうな言つてきた場合には、これはどういう基準

でお受けになるか知らないし、警察庁がどういう考えでお入りになるか知らないけれども、そのときに議論すればいいこともあればいいけれども、いざ本人確認が必要な省庁は全部将来は入ってくるだろう。九十二事務一々聞きたいところでございますけれども、そういうふうな懸念も持たれるということを申し上げて、私の質問を終わります。

○坂井委員長 次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党・改革クラブの富田でございます。ほかの野党から、頑張れという声が飛んでおりますが。

修正案を含めて質疑をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、修正案の共同提案者の三人の理事の方に伺いたいと思います。

先ほど古賀理事の質問の中でも、大分詳しく修正案提出に至る経緯についてお話をされておりましたけれども、どのような経緯で修正案提出に至ったのか、これを簡単に、そして修正の趣旨についてより詳しく御説明を、まず宮路理事にいただきたいと思っております。よろしく願います。

〔委員長退席、山本（公）委員長代理着席〕

○宮路委員 もう富田先生重々御承知の上で御質問をなさっておられるのかなというのを思います。ときに、私の答弁で納得していただけるものだろうかどうかという不安も抱きながらここに立つたわけでありまして。

まず、その経過、経緯でありますけれども、これは、先ほど来申し上げておりますように、あるいは提案理由説明の中でも申し上げたように、この審議を通じて、光と影の部分があるというお話、これは古賀委員のお言葉であります。言葉は違えどもそういうような趣の御発言が多くの委員からございました。それが一般的なこの審議の状況だったのじゃないかなというふうにも、今審議の過程を思い起こす中でそう思っております。したがって、プライバシーの保護、この問題を

どうやって克服して、そしてこの法案を我々として通していくにはどうしたらいいかということ、先ほど申し上げたように腐心した結果、我が党、公明・改革クラブそれから自由党さんで熱心な協議を重ねる中で、こういって結論に到達をした、こういうことであります。

そして、その中身は、先ほど古賀委員の御質問にもお答えしましたように、我々としては、政府に幅広い総合的な検討をいただく中から、具体的な、有効な措置をひとつ見出して、そしてそれを実行していただいたい、こういう願いを込めておるわけでありまして。

我々として期待するところは、一つは、民間部門をも当然対象としたプライバシー保護のための法整備をしっかりと図っていくということであり、もう一つは、それに応じて住民基本台帳のネットワークシステムそれ自体においても、よりハイレベルの個人情報保護の仕組みと申します。か、措置というものを今後の課題として、要すれば、そういうものもやっていってほしい。また、地方自治体におけるネットワークシステムの運用に当たってしっかりと保護措置を講ずるべく、政府としても先ほど申し上げた総合的な幅広い検討の中からしっかりとしたものを見出して、そして自治体に誤りなきを期していくように徹底した指導を図ってほしい。こういってことを念頭に置きつつ、期待しながらこうした規定ぶりになさっていただいているというところでございます。

○富田委員 今回の宮路理事の答弁ではちょっとまだあやふやなんです。我が党は、共同提案者に幹屋理事がいますから、幹屋理事はもう十分御承知だと思っておりますが、今の宮路理事の答弁ではちょっと賛成できないです。これは、なぜかという、今最初に言われた、民間部門をも対象にしたプライバシー保護のための法整備をする。法整備はいいんです。では、私たち公明党・改革クラブがずっと要求してきた包括的な個人情報保護法、これを必ずつくる、これをまず

つくって、それからネットワークシステムの運用に入る、そういう手順を踏むというふうな自民党さんは考えているのかどうか、そこをまず宮路委員にお聞きしたい。

○宮路委員 今御指摘のあった、包括的な個人情報保護法というものがどういうことを意味するか。これは解釈として、定義としてきちっとしたものもあるというわけじゃないわけでありまして、そのことは、弁護士であられま富田先生も御専門でございますので、あえて申し上げるまでもないというふうに思うわけでありまして。

我々としては、今現にありますが個人情報保護の法律としては、御案内のように政府機関のコンピュータ処理に関連した個人情報保護法があるわけでありまけれども、こうした政府機関のみならず、民間部門あるいはまた地方自治体、そういうものも含めて総合的な、全体をカバーする、そういうやはり個人情報保護のシステム、法制というものを、政府機関に限らず、もっと幅広くやっていかなきゃならない、そういうことが重要な課題になっている、そういう状況にあるということは我々も十分認識をいたしているわけでありまして。

そういう意味では、包括的な個人情報保護法といいますが、そういうものも当然視野に入れているわけではございません。このように思っております。ところでございます。これから政府においてももちろん検討いたしますが、我が党それから公明党さんそして自由党さん、先ほど申し上げたとおり、三党においてもこの国会中にも検討の場を設け、そして年内には基本的な枠組みをつくっていく、そして三年以内に法制化を図るということを目指してやっていくわけでありまして。

そういう不退転の決意で取り組んでいくわけでありまけれども、今おっしゃったところはまさにその基本的な枠組みをどうするかというところの問に帰着するんじゃないかというふうに思っております。わけでありまけれども、今富田先生から御指摘のあった点、重々頭のと真ん中に置いて取り組んで

まいりたい、このように思っております。でございます。

○富田委員 宮路先生の頭のと真ん中に置いたくどかなり発言力はあると思うんですが、やはり党としてきちんと取り組んでいただかないと、政党内で合意しているわけですから、その点について私が幹屋理事に質問するというのも変なもので、提案者として幹屋理事の方は、個人情報保護法にどういうふうに取り組んで、ネットワークシステムの運用等の関係についてどのように考えているのか、ぜひ御答弁いただきたいと思っております。

○幹屋委員 富田委員の質問に答えるのもまたいい経験だと思いつつ。我が党内は、先ほどからずっと議論が出ておりますけれども、随分この点の回答は、後ろから、非常に重大な関心を持って私も聞いておったわけでありまけれども、今の御尋ねは、今回の住基のネットワークシステム構築と、そして私どもが目指しております民間部門をも含めた個人情報保護法制、これがどういう形になるかということです。

先ほどの古賀委員の質問でもありましたが、そんな簡単に法律ができることではない、その重さというものはもう重々我々もわかっておりますし、だれよりもまた、長年取り組んでこられた富田委員が一番それは御承知だろう、こう思います。にもかかわらず、私どもがぎりぎりの部分で、やはりネットワークシステムをスタートさせるについてはその前提としてそうした法整備がどうしても必要だというふうに考えましたのは、現状の日本の個人情報保護に対する状況が余りにも厳しい、そしてそれがわかっていながらいまだにできない、政府においてもなかなか手がつかない、いろいろな理由があるわけでありまけれども手がつかない。何としてもこの住基というネットワークシステムを本当にこにこして、我が党としては、長年の懸案でありますそうした個人情報保護法制をやっていききたい。それはもうぎりぎりの部

分で同時スタートさせなさいだめだ、こういうこととでぎりぎり与党に申し入れをして今日を迎えた、こういうことでございます。

○富田委員 提案者の意思は大体これで確認できたと思うんですが、大臣にちょっとお尋ねしたいんです。

大臣、修正案が、政府提案ではありませんで、この附則第一条第二項の所要の措置というところについて、自治大臣としてこれに書かれていよう所要の措置というのはいくつかのイメージとして出てくるのか。この所要の措置に対して現段階で大臣がどのような認識でいらっしゃるのか、ぜひ具体的に聞かせたいと思います。

○野田(総)国務大臣 今修正案提案者のお二人の理事さんからかなり精緻に御答弁があったと思います。基本的には共通認識をいたしておられますが、本当にこの最大のポイントは、政府原案におきまして、システム面あるいは制度面、運用面で、現状において可能な限りの個人情報保護の措置という点、保護の観点から御提案を申し上げておるのではありませんか、しかし、いろいろな技術がこれから実際にここ数年の間にさらにどんどん進展していく可能性も十分ある。したがって、そういったことに対して、この法案を成立させていただいた後でも十分それにきちんとした対応をしていかなければいけないという側面もございします。

それから、この法案を御議論いただいている過程の中でいろいろな御意見をちょうだいいたしましたが、特に個人情報保護という部分について、まだまだ十分な懸念払拭という形まで至っていない先生方もおられるし、そういう指摘もある。そういった中から三党の修正案が出てきたわけでありまして、私たちもまた政府としても、自治省としてできること、それから自治省だけでできないこと、政府全体として対応しなければならぬこと、幾つかその辺はあると思います。しかし、いずれにせよ、政府全体として、これはもちろん自治省も含めてであります、一つの

法案という形ではないけれども、所要の措置というのは、まさに自治省としてできるものなり、あるいは政府全体としてやるべきものなり、いずれにしても、個人情報保護、プライバシーの保護ということに実効性が上がるような対応措置をきちんと手当てしていきたいというふうに考えております。その際に大事なものは、民間部門も含めた個人情報保護のシステムをつくることであるというふうに考えております。

○富田委員 今大臣の方から、技術もこれから進歩していくし、この委員会でもいろいろ懸念が出されたというふうにおっしゃられました。せっかくこの修正案が出てきたんですから、この委員会でも、多分自治省も気がつかないような問題点、そういうものも鋭く指摘されたと思うんですが、各委員から、こういう問題があると、随分出てまいりました。

そういう点も、もともと政府案として出した原案が最善のものだという考えじゃなくて、各委員みんな勉強して、いろいろな観点から、こういう点があるというのが出ておられますので、今後、一たんこれが仮に成立したとしても、運用に至るまでに直せる部分はきちんと直していく、本当に個人情報保護を全体として万全なものにしていく。技術的な措置も必要で、法制度としていざいざそういうふうな積極的に法改正を、恥ずかしがらずにどんどんやっていくことがこの法案については特に大事なんじゃないかと思うんですが、その点どうですか、大臣。

(山本(公)委員長代理退席、委員長着席)
○野田(総)国務大臣 さっきばらんに言って、余り頼りないようなイメージじゃ困るんですけど、これも、これから、御指摘のとおり本当にこの世界の技術の進歩は極めて激しいわけでありまして、それにどう対応していくかというのは非常に切実な問題であります。そういう点で、かたくなにならないう必要の手当ては今後においてもやっていくというこの姿勢は、私も保ちながら対応してまいりたいと考えております。

○富田委員 これまで三回は質問させていたいただいて、個別の問題点について、大臣、局長の方から今後検討したいとかいろいろあったんですが、実は私のところ、この委員会の審議を聞いて、実際に傍聴されたら、インターネットで流れているようですので、いろいろそれで見聞きして、ファクスを下さる方が大勢いらっしゃいます。この法案はやはりかなり注目を浴びている。

これまでは、いい質問をした、頑張れ、そういうのが多かったんですが、ここに来て、住基法改正の政府原案を廃案にしてください、こういうファクスが多数寄せられています。これはまたいろいろな考えの方がいらっしゃるから、そのとおりだと思ふんですが、ちょっとファクスをいただいた方の御了解をとってないので名前は伏せますが、こういう表現でファクスをいただきました。ちょっと御紹介させていただきます。

地行委での審議が進めば進むほど、住基法改正案のデメリットが明らかになっていきます。野田自治大臣や鈴木行政局長の答弁は、法案成立後検討しますばかり。事前に十分な検討もしないままいかにげんな法案を提案するような自治大臣、自治省官僚が、法案成立後にきちんと検討するわけがありません。たとえ条件つきであらうとも、改悪案が成立したら、住基ネット等国民総背番号制(住民票コード)、ICカードは自治省の思いどおりひとり歩きを始めます。そうなったら手おくれです。とめるのは今。

こういうような御提言をされています。こういう考え方も十分ある。大臣も局長も一生懸命答弁されていたので、全部このとおりだとは思いませんけれども、やはり問題点が出てきたときに、今後の検討課題として残るという部分が大分あったんじゃないかなというふうに正直言っています。

せっかく三党で修正案を出して、これから所要の措置を講じていくというのですから、こういう意見にも謙虚に耳を傾けて、直すべきところは直していかないとだめじゃないかなというふうに私は

は思います。こういう意見も、何言っているんだじゃなくて、大臣も鈴木局長も、ぜひ真剣に聞いていただきたいと思います。

○野田(総)国務大臣 ファクスですか、何かあったというの、多分どこかで傍聴しておられた方だったと僕は思うんですけど、大変謙虚に私は申し上げ過ぎたのかも知れません。ただ、先ほど来言っていますように、制度面、システム面、運用面、やはりこの点について、他の法規にないような厳格な形での個人情報保護の仕組みを本法案においてつくっておくことだけははっきり申し上げさせていただきます。

しかし、システム面、技術の世界においてはまだまだ進歩するであろうから、あえてそのことを今からかたくなに、一切これで、あとは絶対変えないんですというふうなかたくなことは言いませんと言っているんであって、余りあやふやだということのようなイメージであるのなら私は困るんですけど、そこはおわかりいただけることだと思っております。

もう一つ、この問題は、何といっても、システムをつくっていく作業に着手していくということがまず大事であるということもぜひ御理解をいただきたい。システムを形成していくのに着手してから時間がかかっていくという、このこともひとつぜひ御理解もいただきたい。このこともあわせてこの機会にお願いいたします。

○富田委員 ちょっと観点を変えた質問をしたいと思うんです。

このシステムが、この法案が仮に成立して動き出すとしても、私個人としては、ICカード化には重大な懸念を持っております。やはりどうなっていくのかなという不安をいまだに払拭できません。この委員会でも質問が出たかも知れませんが、カードの発行を申請するか否かの意思決定のできない行為無能力者、小さなお子さんと精神に障害のある方、そういう自分で判断できない方、そういう人たちについてもカードが発行される可能性がりますよね。例えばお子さんのカー

ドについては、お父さん、お母さんが便利だということでもカードを持ってしまふ。幾ら任意で発行されるんですというふうに自治省の方で言われても、そこに意思はないわけですよ。こういう意思がないわけですから、そういう本場に小さな子供さんとか。

そういう方たちに対してカードが発行される、自分の意思で持っていない人がいる。そういう状況がどんどん広まってくると、参考人でも来られた石村先生もおっしゃっていましたが、ICカードが国内パスポート化するんじゃないか、結局、持っていないと何もできなくなってしまう、そういう事態にならないかという懸念はやはりまだ残っていると思うんですよ。

そういうことを考えると、ICカード化、仮にこの法案が成立して進めるにしても、相当慎重な取り扱いをする。韓国では、この前御紹介しましたように、果川という市でモデル事業をやった。モデル事業で、住民の皆さんにICカードが本場川では六〇%の方が便利だと言っていたそうです。本場にそれはやってみたいとわからない。

そういうことをきくと、一個実験的にやるのか、実際に動き出すまでにそういうような慎重な取り扱いも必要だと思ふんですが、本場にカードの発行の任意性というものは担保できるのかという点と、ICカード化を進めるに当たっても、やはりモデル事業等をやって慎重な取り扱いをすべきじゃないか、この二点についてぜひ御意見を聞かせたいと思います。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

住民基本台帳カードについては、御指摘のように、住民の任意の請求に応じて発行するという点で、任意性というものを重視しております。交付申請を義務づけられるものではありません。

現実の運用においても、そういうことが、十分趣旨が理解されるように、これから、市町村主体でありますから市町村、それから都道府県に十分理解していただく努力が必要だと思います。

行為無能力者のお話がございましたけれども、通常は小さい子供さんの場合には親権者という形になりますから、そういう方が例えば成人して、自分は、もし親権者の方でそういうことになっていて、カードは要らないという方は返納していただくということですし、そういうことで任意性というものを重視いたしまして、その趣旨を徹底してまいりたいと考えております。(富田委員「モデル事業等とは」と呼ぶ)

モデル事業との御提案でございますが、この法律案の施行につきまして、特にカードにつきましては五年以内で政令で定める日から施行というところでございまして、その間の準備期間におきまして、十分そういった点も踏まえまして、実施主体であります都道府県、市町村と協議をして、万遍漏れなきを期してまいりたいと考えております。

○富田委員 ぜひ、市町村との協議の中で、モデル事業ができるのであれば実施していただきたいと思ふます。

もう一点、カードについて確認しておきたいのですが、カードが偽造されたり盗用されたときにどうするかというものがこれまでの審議の中でちょっとまだはっきりしていません。

なぜそういう質問をするかといいますと、ここに一枚のカードがあるんですが、実は、先週の金曜日、私家に帰りましたら、このカード会社から全然使ったこともない、覚えのない件について請求書が来ていました。四十万を超える金額の請求書が来ていて、一体これは何だと。私の家内が勝手にカードを使ったのかなと一瞬家内を疑ったんですが、次の日の朝聞きましたら、全然覚えがない。カードは私の手元にあるんですよ。ね。それでも実際に四月の五日にどこかで使われている。それで四十万を超える請求書が送られてきました。

こういうことが実際に、この法案を審議しているときに我が身に起ころうとは思ってもおりませんで、これは磁気カードですからICカードと違ふというふうに自治省は言われるでしょうけれども、

も、磁気カードでさえ、磁気カードが出てきたときに、そんなことがあるというのはだれも思わなかったんですよ。ICカードだって、ICカードを導入したときに、ICチップの中に入っている情報が取られないとは限らない、リーダーがいるところから置かれるわけですから、そういう、やはりこのカード化というのは、そういう意味で、偽造、盗用されたときにどうするんだというのを本場によく考えておかないと大変なことになる。

実際、四十万を超える金額を請求されました、私はアリバイ証明ができたのでよかったですよ。四月五日、統一地方選挙の応援で朝から晩まで街頭演説をやっておりましたので、どこにいたというのが全部わかりました。そうじゃないと、一般の方に送られてきて自分は使っていないと言つても、カードもあるのに、このカードと同じものをどこかで使うわけですよ。そういうことが現実にはあり得るんだ。我が身に起きて初めて、やはりここまでこういうカードの偽造、盗用というのに進んでいるんだなというふうに思いました。

この法案で、ICカードが偽造や盗用されたときにどういう担保を、偽造や盗用されたらどうするんだということを考えている部分があるんじゃないか。ぜひ教えていただきたいと思ふます。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

住民基本台帳カードにICカードを使用することとしたしておりますが、その基本的考え方、ICカードは高いセキュリティ機能を持つということに着目して、ICカードの特性を生かすこととでございます。ICカードの特性を生かすとして、ICカードですと、第三者が不正にカード情報の読み取りとか書き込みを行おうとした場合に、それを自動的に防げる機能がございまして、その他の機能もございまして、そういったICカードの特性というものを生かして住民基本台帳カードの偽造が防止できるということで考えております。

また、カードの使用に当たりましては、カード所持者の暗証番号の照合を行って第三者による不正使用というものを防止する、また、紛失の届け出があった場合に速やかに全国の端末機での利用を停止する措置を講じる、こういうことで、盗難された場合のカードの悪用防止もできるというふうに考えているところでございます。

○富田委員 ぜひ万全な体制をとっていただきたいと思ふます。

それと、時間もあと十分ぐらいしかありませんので、プライバシーの権利とネットワークシステムの関係について何点か確認をしておきたいと思ふます。

プライバシーの権利の法的性格については、私の方で質問しましたら、鈴木局長の方で明確に、プライバシーの権利というのは、個人の秘密の情報が公開されないこと、また、誤ったあるいは不完全な情報によって自己に関して誤った判断がなされないこと、自己の情報を知りコントロールすること、こういうふうに三つ挙げられて、今プライバシーの権利というのはこういうふうに理解されているという御答弁がございました。

突然で申しわけないんですが、宮路理事、プライバシーの権利というのをどのように理解されていきますか。修正案でこれから個人情報保護法の整備しようという各党の理事さんが、どんな考えでこの個人情報保護法に取り組むのか。プライバシーの権利について全然考え方が違っていたら、せっかくつくられる個人情報保護法も全然また概念の違うものになってしまうと思ふますので、ちょっと突然で申しわけないんですが、どのようにお考えでしょうか。

○宮路委員 プライバシーの権利については、OECDの八原則のあいつたこともあったりいたしますが、今御指摘のあった法的性格、どのようなものかということにつきましては、富田先生の御指摘の三つですね、それが通説として、一般的にそういうことが認識されているということは私も承知をいたしておりますのでございます。

先ほど、個人としてどういうぐあいに考えるかと土肥先生からお話がありまして、あのときは、私の四情報あるいはコードについてはプライバシーの問題というぐあいにさほど深く認識してはいない、こういうことを申し上げましたけれども、今御指摘のその三点については、そのように理解をいたしておるところであります。

○富田委員 ざびプライバシーの権利をそのようにとらえて、個人情報保護法の成立に向けて三党できっちり取り組んでいただきたいと思います。

鈴木局長が、これまでの法案の答弁で、かなり積極的にいろいろ答弁していただいた点がありますが、本人確認情報の提供を受けた者がデータベースの構築を行うというのは、これがこの法案では許されているんじゃないかという懸念があるという質問をいたしました、それは目的外使用に当たるから本法案でも禁止されているんだというふうに明確に答弁されました、前回だと思ふんですが、その点、そういうふうに理解していいのか。

また、使用済みの本人確認情報等については指定情報処理機関等それぞれの機関で、内部的な規定だと思ふんですが、情報管理規程等を設ける、その中できちんと消去するように定めるといふような御答弁がありました。そのように理解していいのか。

この二点について、ちょっと確認させてもらいたいと思ふのです。

○鈴木(三)政府委員 お答えいたします。

第一点目でございますが、法律の別表に掲げられました国の機関等が本人確認情報を受け取って、その機関等はそれを取り扱う権限を有するものでございますから、住民票コードが記録されたデータベースを構成することは禁止してない、このように考えております。

法令で定められた事務処理以外の目的のためにデータベース化することは禁止されておりますが、事務処理の範囲内の場合には、それは住民票

コードが記録されたデータベースを構成することは禁止していないということでございます。法令で定められた事務処理以外の目的のために住民票コードなどの本人確認情報をデータベース化するものは禁止されているということでございます。それから、二点目はおっしゃるとおりでございます、それぞれの機関において本人確認情報の管理規程を定める際には、情報の消去に関する事項も内容に含むべきものと考えております。

○富田委員 ちょっとこれは提案者にもお尋ねしたいのですが、これまでの審議の中で出てきて、自治省から余り積極的な答弁が出なかったのですが、先ほどの宮路理事のようによろしくプライバシーの権利の法的性格を考えるとすると、例えばこれまでネットワークシステムに関して、国民からの中止請求権、差し止めですね、自分の情報について誤ったものが流されないようにというふうな、そういう中止請求権についても、この修正案で言う個人情報保護に万全を期するための所要の措置として、今後三党で協議を進めようと思ふのですが、検討対象になる、すべきじゃないかというふうには私思ふのです。

プライバシーの権利を自己の情報をコントロールする権利というなら、必ずそこから中止請求権、差し止め請求権というのが出てくると思ふのです、法的に。これもぜひ検討対象にしたいいただきたい。この点、検討対象に加わるといふふうに理解していいのか、それが一点。

仮に違法な本人確認情報流出が起きた場合に、国民がこれをチェックする手段が今の法案にはありません。ここを整備すること。あるいは、都道府県知事、指定情報処理機関について開示訂正要求が法案にあります。応じなければならぬと

なっていますけれども、応じなかった場合、都道府県知事や指定情報処理機関が国民からの開示要求に応じなかった場合の規定がこの法案にはないのです。そういうことについても所要の措置の中に法改正としての検討対象に、私は三党でやるべきだと思ふのですが、その点どうでしょうか。

○宮路委員 先ほど自治大臣からも、今の改正法案の中において、現在においては考えられる最高水準のプライバシー保護の規定あるいは措置を盛り込んである、こういうお話もございました。ですから、今の法体系全体のいろいろなバランスを考えたときに、今の提案されているものの中身がしっかりしたものであるというところは私もそのとおりだと思ふに思っております。

確かに、プライバシーというもののについての認識がきちっと富田先生が言われるところまで、あるいは先ほど私が一般通説としてそういうことであるというところも申し上げたところであります。が、そこまで国民の認識も高まり、そしてそれに対応した保護措置というものがこれから政府においても検討されますし、また我々三党においても検討していくわけでありまして、その過程において、そういうものであるということまで、これからどんどん情報通信の社会が進展していくわけでありまして、先ほどお話がありましたとおり、日進月歩で進んでいくわけでありまして、そういう中であってプライバシーの保護というものはそういうものだということになるならば、またなつてほしいという期待もあつて、おっしゃるようなことで、住民基本台帳法の体系においてもそうしたものを目指していくべきことは当然じゃないかな。私も、今富田先生のうんちくのあるお話をお聞きする中で、そういうぐあいに認識をさせていただいた次第でございます。

○富田委員 もう時間がなくなりますので、最後に柊屋理事に、今の二点と、もう一つ、ずっとこの審議の中で、民間利用の禁止の条文が実効性がないんじゃないかという質疑が大分各委員から出ていました。そういう意味で、任意提供それ自体を禁止するとか、任意提供を受けた者に対する制裁規定、そういうものが必要じゃないかと日弁連が意見書の中でかなり詳しく言っていました。そういうものもぜひ柊屋理事の立場で三党の協議の中に盛り込んでいただきたいと思います。

が、その決意をお聞きして質問を終わりたいと思ふいます。

○柊屋委員 こうした委員会の議事録の残る席でお尋ねをいただいたことに感謝しつつ、これは今のまさに我が党の悩みでありまして、重く受けとめて頑張っていきたいと思ひますが、一つは、所要の措置は、これは先ほど三党、宮路理事の方からもお答えがありました。その中で、当然ながら最初の個人情報保護に関する法整備、この形がどうで、き上がった法整備に基づいて、今回の住基のネットワークシステム、そのあり方も当然ながら変えていく必要がある、所要の措置の中には私は入っていくのだから。

そういう意味で、先ほどおっしゃった中止請求権でありますとか、それから開示請求を断られた場合の取り扱いとか、それから今の三項目が中止……(富田委員)民間利用、任意提供と呼び任意提供、これは極めて難しい問題を私は含んでいると思ひますが、御指摘を受けてしっかり検討していきたい、こんなふうに思っております。

○富田委員 終わります。ありがとうございます。

○坂井委員長 次に、春名真章君。

○春名委員 いつも理事会で御指導いただいている三人の皆さんに質問をさせていただくので、恐縮してあります。ただ、質問は質問ですので、フランクにやらせていただきたいと思いますので、まず修正案について日本共産党の立場から質問させてもらいたいと思ひます。

議論が大分詰まってきたわけなんですけれども、私自身もこの議論を通じて大分認識も深めてきたつもりです。包括的なプライバシー保護法が我が国にはない、個人情報オゾンブズマン制度がない、プライバシー保護の整備が極めて立ちおくれしているわけですね。そういう認識を持っていますからこそ、万全の措置ということが今言われているんだと思ふのですけれども、そのもとで、多少の利便の向上はあるかと思ふのですけれども、プ

ライバシー権の侵害の危険を格段に広げていくという法案を、改正を急ぐ必要はないという立場で私たちは質問をしてきたわけでありました。

修正案が出された段階です。私は改めてその感を強くしております。三つの角度から、宮路さん、榊屋さん、棚田さん、お三名に、三党に、そして政府に御質問をさせていただきたいと思っております。

その第一は、今急いでこの法案を通過させる根拠自身がなくなっているのではないかと、こういう問題意識でございます。

今の質問の中で、所要の措置とは何かというところが議論になりまして、三点ということが言われました。法制を整備していくという問題と、改正案そのもののさらなる個人情報保護措置をしていく、改正案そのものの改善、それからICカードなどの条例で決める運用についてのありようについて特段の指導をするという、三つの中身が所要の措置の中身としてはあるんだということを今お話しさせていただきました。

そこで、ちょっと確認をしておきたいと思うのですけれども、ライバシーを権利としてしっかりと守っていくという基本法が日本にないわけですね。だから、今宮田さんの質問にもありましたけれども、地方自治体を含めた、民間を含めた包括的な保護法をしっかりとつくるんだということは、選択肢の一つであって、やれるかどうかはわからないというふうな認識なのか。それとも、それは必ずやるんだ。ここが僕は一番のかぎだと思っておりますので、包括的なライバシー保護法は必ずやるんだ。いろいろある中の一つだ、それができるかどうかかわからないけれども所要の措置の中の一つの検討課題、そういうふうになっているのでは、ちょっとよろしくないと思うのです。

そういう点についての各党の御認識、とりわけ自民党、公明党の御認識を確認しておく必要があると思っておりますので、その点について御答弁いただきたいと思っております。

○宮路委員 先ほど所要の措置というものの中身、どういうことを考えているかというところで、我々提案者側として主に三つのことを取り上げてお話をさせてもらいました。

一つは、個人情報保護のための民間部門をも対象とした法整備をきちんとやること。二つ目は、住民基本台帳それ自体あるいは住民基本台帳ネットワークそれ自体としても、これからどんどんと技術的な進歩が図られていく、そしてまた個人情報保護法についての意識も高まっていく、そういうことに対応して、足らざるところあればさらなる今以上の保護措置を追加的に講じていくということ。そしてまた、地方自治体がこのネットワークシステムの運営主体でありますので、そこにおけるまた個人情報保護をきちんとしたものと構築していく。そのための政府としての責任あるいは義務といえますように、そういったことなどを申し上げたわけでありました。

したがって、イの一番に個人情報保護の法整備を民間部門も含めてきちんとやっていくということを取り上げておるわけでありました。

そして、それに向けては、政府は当然この修正案の部分を受けて、それこそ政府全体として懸命な取り組みをしていただけたらというふうな確信をしておりますが、我々、党としても、先ほど申し上げたように、三党でかちと確認を合せて、そして三年以内の法制化を図るということまでその中に盛り込んでやっておるわけでありましたから、生半可な気持ちでは決してないということを一いつ御理解をいただきたいと思います。

○榊屋委員 お尋ねであります。私は一番いい答えになると思っております。先ほどから言っております三党の確信書であります。何もこの三党で今枠組みを決めておるということではないのでありますけれども、この問題にしましては、内容としては私どもも署名をさせていただいておまして、個人情報保護法に関する法律については、法制化の検討に着手し、三年以内に法制化を図る、こう言っているわけでありましたから、御党が、春

名先生もこの席で、やはり前提として個人情報保護法が必要だ、こういうふうな御主張もされておられますし、この点は御理解いただけるのではないかと、このように思っております。

○香名委員 今榊屋さんからお話が出たのですけれども、所要の措置の中身はそういうことが入っているというところで、必ずそれはやるといふことだと思っておりますけれども、その所要の措置を講じることがこの改正案を施行する上での前提である。要するに、この法律の中にはそういうことが何もないので、だから私たちは蚊帳の外で議論しているわけですから、前提である、こういう措置、とりわけ包括的ライバシー保護法については必ずつくるといふことについて、それが前提であって、施行はそれがなければできない、しない、そういう認識でいいのかわかりません。

この法律の中では、所要の措置を速やかに講じるとしかありませんから、何とありませんので、これだけで信用せよということではできません。ですから、その点は前提として必ずつくる、これができなければ、民間部門を含めた包括的なライバシー保護法ができなければこれは実施できないというところで一致をされているのかどうか、改めて御確認を。では、宮路先生からお願いたします。

○宮路委員 先ほどから申し上げておりますように、この規定は、政府に対して所要の措置を講ずるよう求めているということであり、そしてこの法律の施行も、これまた法律として成立するならば、その施行も政府の責任において施行が決まってくるということでありまして、あくまでこれは最終的な権限を持っておるといいますように、あるいは責任を負っているというのには政府であるということだと私は理解をいたしております。

したがって、きょうは自治大臣御出席であります。この間、私どもも理事会であるいは理事懇話会、総理の御出席もいただいて、これはきちっと締めくくり総括をさせていただいて、そして採決に臨むのだ、臨ませてほしいということを何回もお願いをしておるわけでありました。

したがって、これは先ほどから所管はどこといふお話もありまして、所管は内閣総理大臣あるいは内閣官房長官ではないかということをお私に申し上げたわけでありましたけれども、まさにその部分にこれは深くかわることでありまして、私がどうこうという立場にないわけでありまして、あくまで修正案の提案者として申し上げさせていただきます。くならば、我々も、先ほど提案理由の中でも申し上げましたとおり、個人情報保護に係る法整備が図られることがこれは極めて重要であるという認識に立っての修正案の提案、こういうことであるわけでありました。

したがって、私どもとしては、そうした法体制の整備も三年以内に図る、こういうことを言っておりますこととの兼ね合いも踏まえて申し上げさせていただきます。これは法整備、それからこのネットワークシステムの本格稼働がやはり同時に進行していくべきものではないかという期待を持っておる、こういうことは言えようかと思っております。

○榊屋委員 個人情報保護法が前提かどうかというお尋ねでありますけれども、今の宮路理事の答弁とはほぼ同じ、全く同じだろうというふうな思っております。私どもは、個人情報保護のシステムがぜひとも必要であるというふうな考えると同時に、やはりこの住基ネットワークシステムの必要性も考えているわけでありまして、ネットワークの立ち上がりというのは時間のかかる作業でもございまして、私どもは準備作業は進めなくてはならぬのだらう、こう思っております。

したがって、先ほども言いましたけれども、住民基本台帳ネットワークシステムと個人情報保護法制、ぎりぎりのところで同時決着かなと。今回は「所要の措置」の前に「速やかに」と入っておりますので、私どもも全力を挙げて政治の舞台でも頑張りますし、またそのことを政府に強く期待をしております。またそのことを政府に強く期待をしております。またそのことを政府に強く期待をしております。

○香名委員 今榊屋さんがおっしゃった話の続き

になるのですけれども、どうも私がわからないのは、こういう所要の措置、万全を期すためのいろいろな対策が必要だ、これは御認識は一緒ですし、その大きな柱は包括的なプライバシー保護法であるということであれば、私は、その法をつくって、その上に立ってこのネットワークシステムを構築したって全然不思議じゃないのですよ、前提だということにおっしゃるわけだから。

個人情報保護についてのさまざまな弱点が今日本にはある、問題点があるということが随分議論されてきた。そして、民間の、そして地方自治体を含めた個人情報保護法をつくるというこの重要性は私も認識は一致していますので、それが前提であるというお話だったと思うので、そうであれば、今急いでこの法改正そのものを採択する必要はないんじゃないかと私は思うのです。国民が急いで望んでいるわけでもないと思います。そして、地方自治体から、必ずすぐやってくれ、そういうふうな声があるわけでもありません。まあ、政府は急いでくれという願いはあるわけですが、しかし、議論すればするほど、国民の間に危機の念、不安の念が広がっているということもまた事実のことです。

ですから、前提としてそういう条件が必要なんだという御認識であれば、三党のそういう御認識でもあれば、今急いで、この附則事項を行いつけ加えてこの法律を、ネットワークシステムを決めてしまおうということをするのは、私は拙速ではないかなと思うのです。

だから、さっき一番目の質問と言ったのは、今急いでこの法案を通過させる根拠がいまいちもなくなってきたというんじゃないかと私は思っているわけでありまして、その点についてはどうなんでしょう。今、軒屋さんが少しその辺のことをお話しになりましたけれども、軒屋さんで結構ですけれども、どうでしょう。

○軒屋委員 答弁になっておりませんから、答弁が要を得ないかもしれませんが、まさにこれは自転車に乗れるようになったら乗ろう、いつ乗れる

のかということ、そんな冗談を、我が党内でも随分議論をして、御指摘の趣旨は痛いほどわかるわけでありまして。

ただ、よく春名委員にもお考えいただきたいのですが、今回の住民基本台帳の改正案の議論の中でどんなことを我々は把握することができたかといえますと、これは国民の中で個人情報の保護ということの本質になって議論したこともなかなかないでしようし、この法案が大変な扉を開いたのも事実でありまして、参考人からも今の年金の、きょうも社会保険庁が来ておられましたけれども、年金の世界が法律の世界でもない、法律でもないところとどこで運用されているという実態も明らかになったわけでありまして、あるいは、地方自治体におけるICカードのさまざまな運用の実態ということも明らかになったわけでありまして。

私も、まさに先ほど言いましたように、同時決着、日本はそうでなくても、EUにできて、あるいはアメリカにできて日本にできないわけはない、こういうふうな我が党内でも議論をしたわけでありまして、確かに個人情報保護の保護という体制ではおくれである、御指摘のとおりでありまして、それを前に進めつつも、なお二十一世紀の少子高齢化社会に向かつて私どもは行政の高度情報化ということも同時に進めなければならぬのではないかと、そういうぎりぎりのところで、我が党内でも何とか同時スタートができるように頑張っているところ、こういうふうな決意をさせていた

だいでいるところでもあります。

○春名委員 私の認識が間違っていたらあれなんですけれども、要するに、現在、所要の措置が必要だという認識は一致しているわけですが、そして、それがいいものでこの改正案は実行しないというお話まで進んでいるわけですね。それならば、この所要の措置をしっかりとつくり上げて、その所要の措置の中身がこの法案の問題点、危機感されている点を本当にカバーできるものができたのかどうか、そのことを確認して、そしてシステムづ

くりということに踏み出すというのであれば順序はわかるわけですよ。

しかし、どのような所要の措置がとられるかというところは法案には書いてないわけですね。それは政治の舞台だというお話になるのかもしれない。いろいろなテーマがあるということもおっしゃられた。それは国民には見えない、やみといたら失礼ですけれども、そういうものですか。それを勧告しないで、所要の措置をとるからこの法案をとにかく通しておいてくれないうことでは、私は納得できないんじゃないかと思うのです。

自民党の宮路先生、どうでしょう。私の順序は間違っているでしょうか。ぜひその点の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○宮路委員 私は、聡明な春名先生の御議論は、耳をよこす傾けてお聞きしておたのですが、やはりそこところは私も私どもと意見が大分食い違ふなというところを思ったわけでありまして。

なぜならば、先ほど、所要の措置の中に三つのことがあるというのを申し上げました。春名先生に対する私の答弁の中でも申し上げたわけでありまして。

それで、住民基本台帳法あるいは住民基本台帳ネットワークでもいいのですが、その改正、さらなる改正については、先ほど富田先生からも、中止の請求権の問題とか、あるいは開示請求を拒んだ場合の取り扱いはどうするんだとか、あるいはまたカードのところはどうかというふうなお話がありました。そして、それについては、将来の問題として、一般的な個人情報保護法の整備、法体系の整備、そういうものにあわせて、もし要すれば、これらの技術進歩なりあるいはプライバシーの権利の高まりといったものに対応して、ネットワークシステムそのものもさらなる情報保護のレベルを上げていくことを申し上げたわけでありまして。

それとは別に、包括的なということをおっしゃいましたけれども、全体的な検討をする中

で、民間部門を含めた個人情報保護の法体系というものを整備していくということをおっしゃっておるわけでありまして、住民基本台帳ネットワークのシステムのさらなる追加的な補充というものは別に言っておるわけでありまして。

これは、先ほど軒屋理事からもお話がありましたように、我が国で個人情報保護についての法整備というものが欧米に比べておくれいている、これを今度の住民基本台帳法の成立といえましょうか、これを一つの大きなきつかけとして、これに拍車をかけて何とでもいい法整備を図っていきたい、そういう思いが我々の中にはあるわけでありまして。ですから、それはそれ、住民基本台帳ネットワークのさらなる追加的なものは追加的なものとしてやっていくことを私どもも念頭に置いておるわけです。

ですから、そういう意味で、それがなければ私もその法律をつくるというのはいかしくないんじゃないかというところは我々は考えていないわけでありまして、住民基本台帳法改正案の成立そのものを図ると同時に、その施行についてはまだ大分時間もあるわけでありまして、それまでに国民の皆さんの懸念なり、あるいは不安と申しますが、そういうものも私共は法体系の整備を同時進行という形でやっていってほしい。そして、その上でさらに、おっしゃるような、先ほど富田先生から御指摘があったような点も含めて、またネットワークシステムにおける個人情報保護のレベルアップを図るべきものは図っていきたい、こういうことを申し上げておるところでございます。

以上、私の説明が雑駁であるいはわかりにくいかもしれませんが、基本的に我々は、先生がおっしゃるようなことを描いておるわけではない、そういうふうなひとつよく御理解を賜りたいと思います。

○春名委員 私は、順序としては私が言っている方向でやることが国民にとっても一番納得できるものだと思います。

ら、見解を異にするということになるのかもしれないけれども、時間がもうあれですので、第二の論点です。

所要の措置の中身の二番目の話なのですけれども、この点では、要するに、今この改正案が持っているいろいろな弱点、不十分さについて改正していく、その話が所要の措置の中身の中に入っているというのをきょう初めて聞きましたので、ああ、そうかと思っているわけですが、そうであらば、この修正案で今の欠陥をなぜ出さなかったのでしょうかというのが私の疑問であります。

例えば、民主党の議員さんも私も社民党の議員さんも公明党の富田議員さんも、繰り返しこの問題を質問してきました。プライバシー権というのは自己の情報をコントロールする権利だ、この点は当委員会では一致した認識になっています。ところが、そういうプライバシー権への考え方の到達点から見ると、私がざっとめくっただけですけれども、五つぐらいのポイントで問題があるということが議論されたと思うのです。

一つは、情報の消去規定が法文上明記されていない。管理規程には入れますという事になっていきますけれども、法文上ないという問題。二は、その情報が不当に使われることへの国民の中止請求権が明記されていないという問題。先ほど指摘もありました。三は、目的外使用に対する行政機関への刑罰規定がないという問題。四は、民間利用については禁止しているというけれども、任意の提供などの対策が非常にお粗末であるという問題。五は、これは古賀先生の質問で明らかにになりましたが、ICカードの中の条例で盛り込んだ情報も含めた個人情報保護の所有権が一体どこにあるのか、これも明確ではない。これから検討するなどという答弁もありました。ICカードの中の個人情報保護の所有権の問題ですね。

ちょっと頭を浮かんだだけなのですけれども、例えばそういう五つの問題点が、この二十数時間の議論の中で非常に浮き彫りになったわけなので

すね。

ですから、こういう問題を今のこの法改正案の中できつと修正していくという手だてが当然あつてしかるべきだと思つてすね。包括的のプライバシー保護法がないからこういう中身は入れられないんだ、そういう意見もあるかもしれない。だから一緒にやっていくというふうな話になるのかもしれない。しかし、ないからこそ、問題点が明らかになっているこの不十分さのところを修正していくという委員会の責任があるんじゃないかと私は思うのです。

それは一切おいておく、附則の中に所要の措置を講じるという一行は入る、こうなっているわけなのですよ。だから、私は、その点がいま一つ解せないなという思いがしてならないわけですね。三年以内にそういうことも含めて検討するということをきょう初めて聞きましたので、そうすけれども、修正案そのものとして、こういう問題にメスを入れるという検討はされなかったのでしょうか。それ自身については三党はどんな御検討をされたのか、御認識をお聞かせいただきたいと思つていますが、いかがでしょう。

○榊屋委員 私どもからお答えをいたしますけれども、まず一つは、個人情報としては、ここはお答えがなかなか難しいところでありまして、しかし申し上げなければならぬのですが、私どもは、今回の住基法のネットワークシステムについてのセキュリティといえますが、いろいろな体制というの、かなりよくできているという認識にまず立っているわけですね。

それで、では所要の措置の二番目が、今の制度そのものを見直す、こういう内容を御指摘ありましたけれども、それはどういう趣旨かといふと、まさに民間をも含めた個人情報保護法制というものをより上げる。その一般法ができた時には、その過程においては、当然ながら、そのレベルの法整備をするということ、三年というふうな時間が区切られておりますけれども、やらなければいかぬことは、国、地方、民間を通じての話

でありますから、大変な作業になると私は思うのです。

それでできた法律の法整備のレベル、そのレベルから見ると、今の住基ネットワークシステム、これに見直しをかける必要があるということであらば、それはやりましょう、こういう意味合いでありまして、先ほどの富田委員からの指摘はまさにその部分に該当するものではないかな、このように思っております。

なお、一般法を整備するに当たりましては、私もが一番悩んでおりますのは、では守らなければいけない個人のプライバシー、個人情報というのは何なのか。あるいは、さき自己の情報のコントロール権という話がありましたけれども、これととも、広く今の日本の国民に定着している概念かどうかというのは十分検討する必要がある。その定義づけということも、まことに難しい作業だろうと思つております。

そういう一般法の形をきつと整えた上で、再度この住基ネットワークシステムを見直す、こういう趣旨でございます。

○春名委員 宮路先生にたびたび聞いて恐縮ですけれども、今のお話で、共通認識かどうかかわりませんが、包括的のプライバシー保護法がしつかりでき上がつて、そのレベルに達して、その作業が大変だということは事実だと思つてすよ。物すごく大変だと思つてすね。そのレベルから見ると、このネットワークシステムの法改正案はさらに見直さなければいけないというところで、今の法改正の修正はその次の段階の話だということだつたと思うのですけれども、そういうことなのですか。自民党としてもそういう御認識なのですか。

○宮路委員 結論から言つと、今の榊屋先生の御答弁と同じでございます。

つまり、先ほどから御指摘のあった中止の請求権の問題とか、開示請求に国や都道府県が応じなかつた場合のそれに対する対抗措置の問題とか、それからもう一つは、公務員の目的外利用の

場合の罰則の話がされましたけれども、そこは、今のところ、まだそこまでどうかという感じがいたすわけでありまして。

先ほど自治大臣の方からも、今の保護措置は、現在考えられる技術水準なり、あるいはまた他の法律とのそうした罰則等々についてのバランス、いろいろ考えた場合、一番最高のレベルのものをちゃんと盛り込んであるという御答弁でした。榊屋先生のお話も、今そういう御答弁でした。私もそのように思つておりますが、今後、将来の問題として、先ほど御指摘の点は検討の対象になり得るであらうと。

それは、一般の個人情報保護というもののについての法体系の整備がなされていく中で、この住基基本台帳ネットワークの世界がそれに見劣りがするということであつてはいかぬ、そういう意味で、それも当然、所要の措置を講ずる中の一環としてとらえらるべき問題である、こういうぐあいに認識をいたしているということでございます。

○春名委員 私は、率直な、単純な人間です。で、今浮き彫りになっている問題にきつと手をつけて、それを解決していく。将来どうなるかわからないということにゆだねてしまふのじやなく、今浮き彫りになっている問題、それは所要の措置を講じなければいけないということと同じ認識をしていくわけですが、その法案の問題を解決していくという姿勢こそが、国民に納得を得る一番の力になるというふうに私は改めて申しておきたい。

それから、この間の議論を通じて、この間の議論が一変してしまふような問題意識を僕は持っていることがありますが、あつと一点、三番目の問題で、どうしても政府、行政局長にお話を聞いておきたいと思つてす。

四月二十日の私の質問に対して、この法律案について、本人確認情報の保護措置というものを制度的に十分講じている、これを導入する前提としては、民間部門も含めた包括的な個人情報保護法の制定を要するものではないと。つまり、ネット

ワークシステムの中で十分保護措置を講じていて、民間利用を禁止しているから、民間部門を含めた包括的な個人情報保護法の制定は必要ではない、別個の問題である。これは繰り返して言っております。何回も言っております。大臣も言われております。この考えに政府は今も変わりがないのかどうか、この点をまず確認したいと思っております。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

このネットワークシステムにおきましては、本人確認情報の民間利用を禁止するとともに、制度面、システム面などあらゆる個人情報保護措置を講ずることとして、このシステムの導入の前提としては、民間部門を含めた個人情報保護に関する法整備は基本的には不要であると認識をいたしております。

しかし、法案審議などにおきまして、現時点で可能な限りの個人情報保護措置を講ずるといふ説明を繰り返して行ってきたわけですが、なおプライバシー保護に対する漠然とした不安、懸念が残っているのも事実でございます。

他方で、急激な情報化社会、ネットワーク社会の進展の中で、民間部門を含めた個人情報保護に関する法整備を早期に進めていく必要性が一層高まっているとの御議論が当委員会においてもあつたところでございます。今後、地方団体が主体となつて、全国民を対象としたこのシステムを円滑に導入していくためには、国民の皆さんの十分な理解が不可欠だと考えております。

こうした状況の中で、このシステムが実施されるまでに、民間部門を含めた個人情報に対するこのような不安、懸念を払拭するよう努めるとともに、このシステムの円滑な導入を目指していくことといたしたいと考えております。

○春名委員 時間が来ましたので、保護措置を講じているから導入の前提としては必要ないということとは変わらないという御答弁をされたのですね。違ひです、三人の認識と、三党の方と。もっと十分やらなければいけない、万全の措置を

とるのだということが必要だから、そして、まだ懸念が、私らみたいな人間がいるので、もっと万全の措置をとらなければいけぬというふうなことをおっしゃっているようにしか聞こえません。

その点は、私は非常に疑念を持つています。か、今まで二十数時間、まだまだ少ないと思ひますけれども、そういう議論を通じて、万全の措置をとってきた、民間に対しては特にそういう厳しい規定を設けてきたので前提にする必要は一切ないとおっしゃってきたのです。しかし、それが一変して覆されて、いや、そうではないから前提としてやらなければいけないというふうな話になると、そのことを私がにわかには理解するというのはなかなか難しいというのを私は最後に申し上げまして、さらに審議をしていきたいという決意を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

〔山本(公)委員長代理退席、委員長着席〕

○坂井委員長 次に、知久馬二三子君。

○知久馬委員 社会民主党・市民連合の知久馬二三子でございます。

私も、この改正案につきましては、本会議でも質問させていただき、この委員会でも質問させていただいておりますけれども、先ほどからずっと聞いていますが、聞けば聞くほどに、いつも言いますように理解に苦しむようなことばかりが、問題点が浮かび上がっているという事です。住民基本台帳ネットワークシステムの導入が住民票コードという国民総番号制につながる本当に大きな怪物ですね、モンスターですか、そういうものが生まれてきかねかというぐらひ疑っているという、か、そういうような疑念を持っております。

最初に、時間が少ないものですから、提案者の皆様には本当に日ごろから大変お世話になっておりまして、ありがとうございます。それで、一言だけ、先がたと重複するとは思ひうのですけれども、私の場合は、修正案が出されたのが金曜日でしたから、その前に新聞報道等では、三年以内に

包括的な個人情報保護法を制定するという事で合意されたということを見たわけなのでして、ではそういうことで合意されたのならわかるな、保護法が整備されるということになればと思ったのです。

今お聞きしますと、個人情報保護を満足する所の要の措置の内容について、先ほど自治大臣もおっしゃっていましたが、民間部門を対象とした個人情報保護に関する法整備を含めたシステムを整えるということも言われたのですけれども、非常に抽象的なことで、先がたたくさん話されたけれども、NHKの「こどもニュース」というのがあります。その中でもよくわかるように説明されるのです。私単純な頭でしてなかなか理解ができないので、簡単に、包括的な個人情報保護法を制定します、それに合わせて住民基本台帳ネットワークシステムをそれができた上にそのシステムを導入するのだということがなぜ言えないかなというところをお聞きしたいのです。

もう一度、重なるかもしれませんが、なぜ包括的な個人情報保護法を制定しますということが言えないかなというところがございます。そのことについてお伺いしたいのですけれども、お三方にお願いします。御教示をお願いしたいと思います。

○宮路委員 所要の措置の中身であります。そこで我々が提案者として政府に期待しておりますこと、先ほど申し上げたように、法文が、政府は速やかに所要の措置を講ずることというふうに書いてありますから、政府に所要の措置を講ずることの義務を課している。

ですから、これは政府の方で最終的にはお考えいただくということなのでありますが、あえて私も提案者としてどんなことを期待しているかというところを申し上げさせていただきますというところ、先ほど三つばかりのことを申し上げさせていただきます。

最初に申し上げた三つのうちの一つが、個人情報保護に関する法整備を含むシステムを整えること、こういうことなのでありますが、その中には

先ほど御指摘のありました包括的な個人情報保護法というのですか、それは仮称です。仮称、一体それともどういふものかということについては、先ほどどなたかの御質問の際に申し上げたように、包括的な個人情報保護法というのは一体どういふものなのかという定義は、その人その人によつていろいろまちまちだと思うのです。解釈も。

ただ、我々としては、さはさりながら、今ありますのは役所のコンピュータ処理に係る情報の保護については、総務庁の方で提案されてつづいた法律がございまして、政府部門は一応ある。しかし、それでは足りないものであって、民間部門なりあるいはまた地方自治体の部門なりあるいは特殊法人の部門もあるかもしれませんが、そういうことで、より幅広い総合的な個人情報保護の仕組み、法整備ということは当然視野に入れて検討して整備を図つていってほしい、こういうことをその中で期待したいとおもうことが今の一番目のことでございます。

そういうことでおわかりいただけるか、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○榎屋委員 長いお答えだったものですから質問の趣旨がわからなくなつてしまひましたけれども、先ほどの知久馬先生のお話は、包括的な個人情報保護法が前提というならば、なぜそれをほつきり言わないのか、明文の規定をしないのか、こういうお尋ねかなという気もするのであります。

お答えになるかどうかであります。今回の住民基本台帳法の一部改正案は、参考人の質疑でもありましたけれども、言ってみればまさに本人確認情報の個人情報保護法みたいな役割があるわけでありまして、それはそれで一つの完結をしているわけですね。厳しい御指摘もありましたけれども、私は相当地きつと精査されたものだと思う。おるわけで、今先生お尋ねの包括的な民間をも含む個人情報保護法ということになりますと、それは全くまた違うジャンルの話でありまして、大きな話になりますから、例えば、この法律の中であわせて明文の規定をするということもいかがか

な、こういう気がしているわけでありませう。

ただし、現在までの委員会審議の議論を踏まえて、政府全体で取り組んでいただく課題として附則の修正ということがなされたというふうに私は理解しているわけでありませう。

先生のせっかくのお尋ねでありますから、私も、まだ野党でありまして、総理のお話もぜひ伺ってみたいというふうにまだ今日思っているところでありまして、御理解いただきたいと思ひます。

○野田委員 それでは、今二人の理事さんから詳しくお話ありましたので、そう変わりはしないのですが、この一部改正する法律案、政府として相当万難を排して提案された、このように思ひます。それだけに、いろいろな規定も設けながら、ぜひひとつ国民のサービスにこたえていく、こういう趣旨があったんだと思ひます。

しかし、この委員会でも議論の中で、まだまだ特にプライバシーに関する問題については欠けておるのではないかと、こういう御指摘が多々あった。そういう中で、私も、三党におきまして、「速やかに、所要の措置を講ずる」、こういうことで、早急に国や地方公共団体や民間、検討会を設けて三年以内にそういった法整備ができる、そして住民基本台帳法がきつと施行される、こういうぐあいに期待をしておるわけでありませう。

○知久馬委員 この点についてはまだまだ聞きたいことがあるのですけれども、ここで終わりにしまして、自治大臣にお伺いしたいと思ひます。これまた重ねてなると思ひますのですけれども、今回の最も重大な問題は、このシステムが住民票コードを各庁共通の個人認識番号として使用することにより、将来すべての行政機関をオンラインで結ぶことによりデータマッチングの危険性が生まれるという点にあると思ひます。これは前にも言ったことなんでしょうけれども、出生と同時に単一の番号がつけられ、その人が全国どこへ移転しても、あるいは姓を変更しても変わらない番号となるという事ですね。各行政機関がこの

番号に統一化したり併用したりすることは十分考えられます。また、この番号によって他の行政機関が保有する情報にアクセスしてさらに情報を結合することも起こり得ます。そういう意味で、この住民票コードは情報結合のマスターキーの役割を果たすことになると思ひます。

自治大臣の方では、住民票コードの利用拡大については国会で新たな立法措置を行うこととするから歯どめがあるとお答えになっております。これまでの中で、私は、それだけでは全く不十分であると思ひます。このシステムが一たん導入されれば、利用拡大は必至の流れになると考えるものでございませう。ですから、包括的な個人情報保護法の制定、とりわけデータマッチングの規制の法的な措置が必要と考えられます。

それで、私がちょっと理解できないのは、これほど問題がある法案をなぜ今急いで成立していかなければいけないかということについての、なぜ急ぐのかということが、まだ私には理解できないのであります。とにかく今回システムをつくってしまえばいいという政府、自治省の姿勢に本当に危険なものを感じておるといふことです。住民基本台帳ネットワークシステムづくりに、先がたもあつたと思ひますのですけれども、果たして国民の合意があつたかどうかということですね。私は、まだまだ国民的な議論というものが不足しているんじゃないかと思ひます。

例えば、私の間、土曜日の日にはちよつと田植えをしてきたのですけれども、子供たちと一緒に。その中で、この子供たちまでずつと将来的に番号がつくのだらうかと思つたら、何か恐ろしいように感じてきたやうなことです。そうした中で、本当に国民の理解というものはどこまで進んでいるか、本当に個人がどこまであるかなというのをいま一度お聞きしたいと思ひますので、国民的な合意、その辺について自治大臣の御見解を承りたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○野田(総務大臣) たくさんのことを、主として二つの面からお話ししたと思ひます。急い

でとおっしゃったのですけれども、私は、随分のんびりしていると思ひます。もともとこの問題、四年間かけて幅広く検討してこられたわけでありまして、国会への提案も昨年三月に提案されておるわけでありまして、だから国会においては一年三月月現に国会にかかつておるのですから、審議十分というものは私はちよつといただけないと思ひます。私は、そういう意味で、何でも先に延ばせばいいという話ではないと思ひます。

それで、これはもう余り細かいことは言ひませんが、平成八年三月に住民記録システムのネットワークの構築に関する研究会の最終報告書が公表され、同じく平成八年十二月に住民基本台帳ネットワークシステム懇談会での意見の概要が公表されて、これらの報告書が出たときには、当時の新聞でも大きく現に取り上げられておつたわけですし、懇談会の意見の概要についてはインターネットのホームページへの掲載を行つたり、各方面にいろいろ説明をしてこられた。

これらを基礎に、国会での議論、関係方面の意見等を踏まえた検討が行われて、平成九年の六月です。それから二年前でございますが、「住民基本台帳ネットワークシステムの構築について」、これは住民基本台帳法一部改正案、これが公表されたわけでありまして、そこで自治省としての考え方が提示をされて、そこから幅広く御議論をお願いいたしますということで、問題提起をされておるわけですね。

その後、平成十年、昨年の二月ですが、その試案に寄せられた意見などをベースにして、さらに個人情報保護措置を加えた上で、この法律案の骨子を公表して、昨年三月に法案を国会に提出してきておる。したがって、かなり行政当局として手順は踏んでおる、私はそう思ひます。

ただ、残念ながら、国会における議論が余り、私は余り立法府のことをどうのこうのといふことはいけません、もう少しきちんと当時から、一年以上そういったことをきちつと突っ込んでい

いる御議論いただけてきてくれるとよかつたのになという思いが率直にしております。この点は同じ国会議員の一員として。

それから、国民的合意云々ということは非常に大事であります。しかし、やはり直接民主主義制ではございませんで、やはり国会において一体どうするかということをご踏まえて御判断をお願いしたいと思ひます。もちろん、国民の声を十分に参考にするというのは、これは当然の、政治としての当たり前の姿だと思ひます。それけれども、最終的には、国会議員のそれぞれの御判断、見識において、各党の御判断において決せられるべき事柄である。

それから、いま一つ申し上げたいのは、現在の国、地方を通ずる行政の簡素化、コストダウンということは、効率化、簡素化ということとは、私は非常に幅広い国民的合意があると思ひます。きょうの御議論でもいろいろありまして、関係の役所、総理府初めいろいろ呼んでお聞きをいただいたわけでありまして、総理府の恩給関係の話にしても、やはりどれだけ今手間暇をかけているのか、むだなことに随分費やしているのかということはおわかりいただけておるのだと思ひます。そういう意味で、今本当にこれだけ地方財政だつて非常に危惧的な状況で、いかにしてそれをコストダウンを図っていくかというものは私は当然の今日こたえなければならぬ政治の責務の一つであると思ひます。そういうことを一々本当にどう考えていくのかということもあわせて御議論もいただきたいし、今日のデジタル化した、デジタル革命と言われるぐらゐの中で、単に行政側だけではなくて、住民側にとつても、細かくは言ひませんが、利便性がうんと飛躍的に向上していくのじゃないかということも現にあるということとす。

それからいま一つ、データマッチングの話があります。これはもう既に何回か答弁で申し上げておりますが、この住民基本台帳ネットワークシステムに

平成十一年六月八日

おいては、都道府県あるいは指定情報処理機関、いわゆる全国センター、それから本人確認情報の提供を受けた国の機関、こういったところはその目的外利用を禁じられているわけでありす。だから、そういう意味で、そのデータマツチングというものは、自分の所管する、まさにその提供を受けて、それを利用するというこの目的でいろいろおやりになることは、それはあると思います。しかし、それ以外の目的でデータベースをつくってみたり、あるいはそれ以外の目的でデータマツチングをやるということ自体、目的外利用に該当するわけでありまして、禁止されておるわけでありす。

ですから、私は個人情報保護ということに非常に神経質であるべきは当然だと思います。これから、この高度情報社会において、これは非常に致命的に大事な部分であるということは十分理解をいたしておりますが、ただ、必要以上に、何かすぐプライバシーが侵されてというような、何か情緒的、ムード的な不安感だけがおおられるということは私は不幸なことであるというふうに思います。

重ねて言いますけれども、もう時間の関係上、それ以上言いませんが、システム面、制度面、運用面において、今日可能な限りの保護措置を講じている、ほかの体系にはないハイレベルの個人情報保護措置をここには規定をしておるということもしつかりと念頭に置いて御判断をいただきたいと思つています。

○知久馬委員 ありがとうございます。

時間がもう来ましたが、これまでの説明の中でよくわかりましたが、確かに行政の簡素化などというのはとてもいいことだと私は思います。だけれども、ずっとありますように、これからだって、転入転出なんかは窓口に行かなければならない。国民の負担の、二百七十億の減額になるというふうな試算も出ておりますけれども、ここら辺あたりが本当にどのような形の中でこういうふうになったか。初期の予算に四百億円、年間

の費用が二百億円というものの整合性みたいなものが、この辺もちょっとまだ問題があるなという感じがいたします。

本当に行政のシステムとしては、確かに簡素化されてとてもいい面がありますし、中には、脱税なんかなくなっていくではないかという人もあるわけなんです。そうした、ちゃんとコードに載ってしまえば、そういうことがなくなるからいいわという人もありますけれども、やはり総番号制につながるということに対しては、非常に心配というか、そういう人たちもありますので、その辺のことを、プライバシー保護の問題をしっかりと討論していくことをこれからお願いしておきたいなと思つてます。

どうもありがとうございます。終わります。

○坂井委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四分散会

住民基本台帳法の一部を改正する法律案に対する修正案

住民基本台帳法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 次項の規定 公布の日

附則第一条に次の一項を加える。

2 この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報保護の確保に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。

附則第二条中「平成十年法律第 号」を「平成十一年法律第 号」に改める。

平成十一年六月二十一日印刷

平成十一年六月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局